I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

1 条例の趣旨、概要

(1)札幌市における福祉のまちづくりの沿革

札幌市では、昭和56年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し、公共建築物の整備を進めてきました。さらに、市、事業者、市民が協力・連携して、本市独自の施設整備を進める必要性が高まり、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、事業者等が市内で公共的な施設の新築改築等を行う際には、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める構造、施設に関する基準を守らなければならないこととし、建築確認の申請等を行う際には、整備基準の適合について事前協議を行うことを義務付けています。

令和4年には、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、次の新たな100年の礎となる今後10年のまちづくりの基本的な指針として、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定しました。この中で、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル(共生)」が掲げられ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するにあたっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要とされています。

(2)福祉のまちづくり条例の改正と、施設整備マニュアルの改訂

条例制定後、少子・高齢化の一層の進行や障がいのある方や高齢の方の社会進出がさらに進み、新たに整備すべき項目も出できました。また、施設利用者や事業者から、より利用実態に合った整備基準を求める声も多くありました。さらに国において、建築物や公共交通機関のバリアフリーに関する法律が制定・改正され、また北海道においても「北海道福祉のまちづくり条例」がされました。この中で新たな整備項目が追加されるなど、条例を取り巻く関係法令も変化しました。これを受けて、本市では「福祉のまちづくり推進会議」において整備基準について検討を行い、①現在の整備基準の内容を利用実態に合ったものとする、②関係法令にはない本市独自の整備基準を含め、近年必要性が高まった整備基準を追加する、③関係法令が新たに取り入れた考え方を、本市の整備基準に採用することなどを目的として、平成 17 年 12 月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正しました。

国においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、建築物のバリアフリー化を進めていますが、令和 2 年に公布された同法改正施行令の考え方に即し 500 ㎡未満の公共的施設におけるバリアフリー化を促進することなどを目的として、令和 5 年 12 月に札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

さらに、条例の定める公共的施設の整備にあたっての考え方や手続きの概要を示し、整備項目ごとに整備基準をイラストを使って解説するとともに、整備基準を超えてさらに整備が望まれる事項についても掲載した「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を平成 18 年に作成しましたが、発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられたほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備整備について、周知・啓発していく必要が生じたことから、令和6年3月に札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを改訂しました。

条例の基本理念

~ バリアフリー社会の実現 ~

障がい者や高齢者等が平等に社会に参力するうえでの、4つの障壁(バリア)の解消を目指します

- ○交通機関、建築物等における物理的な障壁の 解消
- ○資格制限等による制度的な障壁の解消
- ○点字や手話サービスの欠如等による文化・情報 面の障壁の解消
- ○障がい者を庇護されるべき存在としてとらえる等の 意識上の障壁の解消

第1章総則

目的すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちにしていきます。

市民の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・施設の利用を妨げる行為 (歩道への駐輪など)を しないでください

事業者の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・公共的施設を障がい者、高齢者等が利用しやすいよう整備してください

協力・連携

市の責務

- ・福祉のまちづくりに関する総合的施策を策定し実施します
- ・事業者・市民の活動を尊重し支援します
- ・市の施設を障がい者、高齢者等が利用しやすいよう 整備をすすめます



第2章 基本的施策

福祉のまちづくりの推進のために取り組んでいきます

- ○指針の策定
- ○情報の提供・教育の充実等
- ○防災上の配慮
- ○雪対策上の配慮
- ○調査研究
- ○財政上の措置
- ○表彰
- ○推進モデル事業



第3章 公共施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

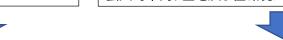
公共的施設:多数の人が利用する施設(P16 参照)この条例に基づく設備が必要です

整備基準の遵守:障がい者高齢者等が利用しやすくするための 基準(P32~参照)公共的施設は基準を遵守して整備してくだ さい

事前協議 公共的施設の新設等には、事前協議が必要です (P26 参照)

第2節 公共的車両等、住宅及び住環境の整備

公共的車両、住宅及び住環境についても整備に努めてください



第4章 福祉のまちづくり推進会議

・市、事業者、市民が連携して、共に福祉のまちづくりに取り組むための組織

2 整備にあたっての配慮

- (1)全ての人に使いやすい建築物を目指した考え方
 - ・建築物の設計では、可能な限りあらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれます。
 - ・全ての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動する全ての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことでです。
 - ・その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、全ての人に使いやすい建築物を目指す必要があります。
 - ・建築物の整備あるいは改修において、全ての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、 設計者・建築主・施設管理者・行政・利用者等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢 者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められます。
 - ・設計者や建築主・施設管理者は、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、 想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に考慮して整備方法を工夫 し、建築物の計画・設計を行うことが求められます。

<利用者の特性に対応する建築的対応の考え方>

\/T:	<利用者の特性に対応する建築的対応の考え方>		
対象者		建築的対応の考え方	
1	高齢者	・加齢による移動の困難、視認性の低下、認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等による転倒等の事故を未然に防ぎ、安全性確保(適度な照明、手すり、滑りにくい床材)への配慮が求められる ・機器類の操作性の確保が求められる	
②身体障害者	肢体不自由者 (車椅子使用 者、杖使用者、 上下肢障害者 等)	・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる ・スイッチ・ボタン類、機器類の設置位置、操作性の確保等への配慮が求められる ・上肢障害者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる	
	視覚障害者 (全盲、弱視)	 ・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさ、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全性や適切な誘導、注意喚起への配慮が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる 	
	聴覚障害者 (聾者、難聴 者)	・音情報を視覚情報として伝達することが求められる ・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話・文字情報、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・ヒアリングループの設置が求められる	
	内部障害者 (腎臓、心臓、 呼吸器障害、 人工肛門・人工 膀胱保有者 等)	 ・腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる ・人工肛門・人工膀胱保有者(オストメイト)に対しては、特に便所設備での配慮が求められる(本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している) 	
39	印的障害者	・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や	

対象者	建築的対応の考え方
	運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる
	・案内表示には、図記号(ピクトグラム)やひらがなの併記が求められる
	・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や
	運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められ
④精神障害者	る場合もある
	・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場(部屋やスペース)が必要とな
	వ
	・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や
	運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる
	・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号(ピクトグラム)の併記が求め
⑤発達障害者	られる
	・音や光に敏感な障害でもあるため、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場(カーム
	ダウン・クールダウン室) が必要となる
	・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が求められる場合もある
	・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、
	操作性の確保への配慮が求められる
	・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者(保
⑥児童、乳幼児	護者)への対応が求められる
	特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる(例:乳幼児用椅
	子、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所または男女共用の便房に設置する)
	・ベビーカー利用に対する配慮が求められる
	・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる
 ⑦妊婦	・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求めら
O STAID	れる
	・休憩できる場、ベンチが必要となる
	・情報伝達上の配慮が求められる
⑧外国人	・特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる
	・案内表示には、図記号(ピクトグラム)や多言語の併記が求められる
	・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けがや病気等によって一時的な障害が生じる可能性
 ⑨上記以外の市民	がある
	・誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に留意し、適切な環境整備を行
	うことが求められる

(2)ユニバーサルデザインの基本的な考え方

バリアフリーが障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

国土交通省では平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進しています。

本市においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、障がい者や高齢者も乗り降りしやすく、 大きな荷物の積み下ろしも容易なユニバーサルデザインタクシーの普及促進や、年齢、国籍、身体的な 状況などを問わず、誰にでもわかりやすい情報提供を行うため、色覚の多様性に対応し、情報を正しく 伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」の作成・普及に取り組んでいます。

また、2020 年パラリンピック東京大会を契機として、全国にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進していくため、2017 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定し、取組みを進めています。

SAPPORO CITY

SAPP RO

広報に関する色の ガイドライン改訂版

(3)心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味し、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に位置づけられています。

「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、以下の3点とされています。

- (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- (2) 障がいのある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市においても、市民が心のバリアフリーに関心を抱き、より身近なこととして感じられるように、 啓発のためのシンボルマーク「心のバリアフリー推進マーク」を決定しました。

また、心のバリアフリーを推進していくため、「心のバリアフリーガイド」を作成し、普及啓発に努めています。





心のバリアフリー推進マーク

心のバリアフリーガイド

(4)障がい者差別解消法

国連の「障がい者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障がい者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障がい者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うこと、不当な差別的取扱いの禁止を通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供については、これまで、行政機関等は法的義務、事業者は努力義務となっていましたが、令和 3 年 5 月の法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました。改正法は、令和6年4月1日から施行されます。

表 障害者差別解消法の法的拘束力

	障がいを理由とする差別	合理的配慮の提供
行政機関等 民間事業者	禁止	法的義務

《障がいを理由とする差別の例》

- ・障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会などを断ること。
- ・障がいがあることを理由に、アパートの契約を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと。

※これらの例は、正当な理由がないことを前提とする。

3 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車いす使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。 それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

(1)車いすの基本寸法

●手動車いすの寸法 JIST9201(車いす)

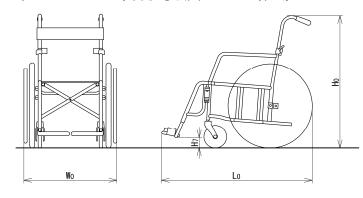
JIS規格(日本産業規格)では手動車椅子の種類、性能、構造、寸法及び形状、外観、試験方法等が標準化されている。

手動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。自走用に は、標準形、室内形、座位変換形、スポーツ形、パワーアシスト形、特殊形があり、介助用には標準 形、室内形、座位変換形、浴用形、パワーアシスト形、特殊形がある。

JIS規格では、座面高さの規定がないが、介助用車椅子では、自力移動を助けるために座面高さが低くくなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。

自走用標準型車椅子の例

(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



■ JIS T 9201 (手動車椅子) における手動車椅子の寸法(単位: mm)

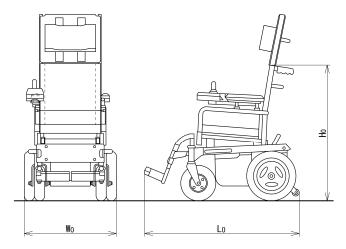
部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200 以下
全幅(W ₀)	700 以下
フットサポート高(H ₇)	50 以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200 以下

- a) ヘッドサポートを外した時
- b) リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

●電動車いすの寸法 JIST9203(車いす)

JIS規格では電動車椅子の種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。 電動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自操用と介助用に分類されている。

■ 電動車椅子(自操用標準型)の例 (JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



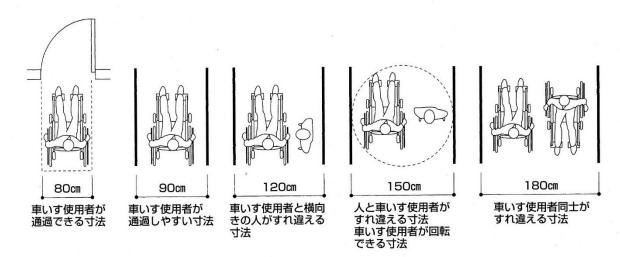
■ JIS T 9203 (電動車椅子) における 電動車椅子の最大寸法 (単位:mm)

区分	最大寸法 a)
全長(L₀)	1200
全幅(W₀)	700
全高 (H ₀) ^{b)}	1200

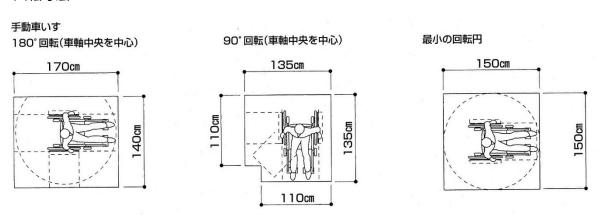
- a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準 状態の寸法とする。
- b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バック ミラーを持つ場合、その高さは 1090mm と する。

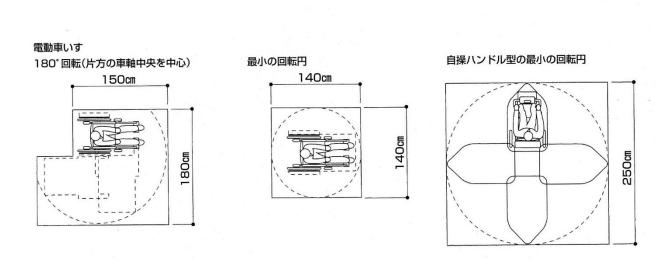
(2)車いす使用者の動作方法(最小限必要な動作空間の寸法)

●通過寸法

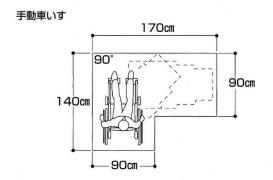


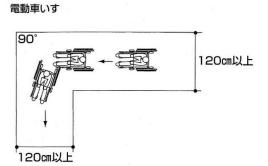
●回転寸法



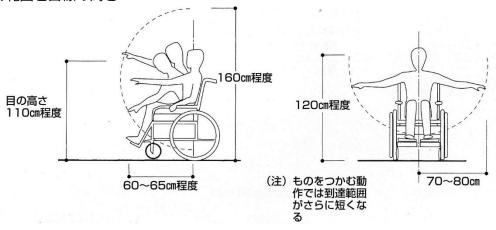


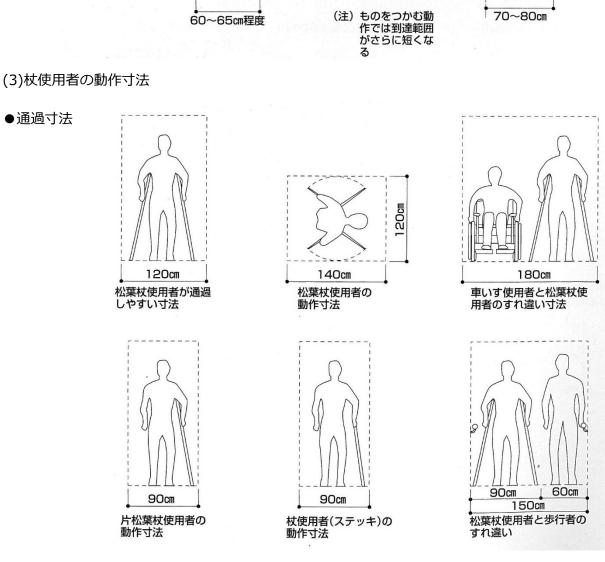
●直角路の通過





●手の届く範囲と目線の高さ

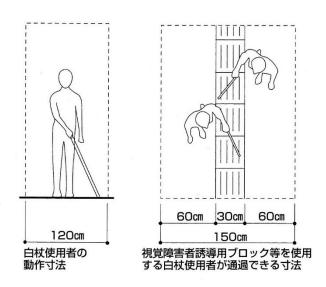


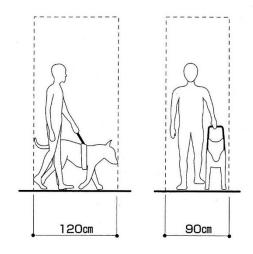


(4)視覚障がい者の動作寸法

●白杖使用者

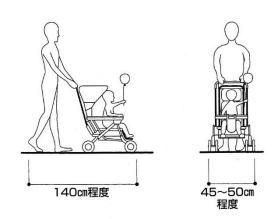
●盲導犬同伴者





(5)ベビーカーの動作寸法

●通過寸法



4 建築物の利用実態による分類

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の整備基準(令和5年 月改正)では「多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する」部分(廊下、階段、傾斜路等)に対し、段差の解消、手すりの設置、通行しやすい幅の確保など、車いす使用者や高齢者等が利用しやすいものとするよう整備することとしています。

これらの部分のうち特に「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」ものについては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や手すりの点字表示など、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう整備を求めています。

整備対象建築物のうち「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」部分を有するものを、下表のとおりに分類しました。

整備対象建築物	具体例
(規則別表1 1の項)	ZCI1/DJ
(1)学校	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、 特別支援学校、専修学校、各種学校)
(2)病院又は診療所	病院、診療所(鍼灸院、整骨院、接骨院など)
(3)劇場、観覧場、映 画館、演芸場その他こ れらに類する施設	(1)劇場/(2)観覧場/(3)映画館/(4)演芸場
(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	(1)冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設(文化会館、市民ホール など) /(2)公会堂
(5)展示場その他これらに類する施設	展示場(モデルルーム、ショールームなど)
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(1)百貨店/(2)マーケット/(3)その他の物品販売業を営む店舗 (薬局を除く。)(ガソリンスタンド、カーディーラー、勝馬投票券発売所など)
(7)ホテル、旅館その他 これらに類する施設	ホテル又は旅館(簡易宿所など)
(8)事務所(官公署を含 む)	事務所(公園緑地事務所、開発事務所、研修所、研究所、検査所など)
(9)共同住宅、寄宿 舎、下宿その他これら に類する施設	共同住宅、寄宿舎
(10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設	(1)老人ホーム/(2)保育所/(3)福祉ホーム/(4)救護施設又は更生施設/(5)老人福祉センター/(5)その他これらに類する施設

整備対象建築物	具体例
(規則別表1 1の項)	נעידו
(11) 老人福祉センタ ー、児童厚生施設、身 体障 害者福祉センター その他これらに類する 施設	(1)老人福祉センター/(2)児童厚生施設/(3)身体障害者福祉センター/(4)その他これらに類する施設
(12) 体育館、水泳 場、ボーリング場その 他これらに類する施設	(1)体育館/(2)水泳場/(3)ボーリング場/(4)その他これらに類する施設
 (13)遊技場	(1)パチンコ屋/(2)マージャン屋/(3)その他これらに類する施設
(14) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	(1)博物館/(2)美術館/(3)図書館
(15)公衆浴場	公衆浴場
(16) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	(1)飲食店(喫茶店、食堂、レストランなど)/(2)キャバレー/(3)料理店/(4)ナイトクラブ/(5)ダンスホール/(6)その他これらに類する施設
(17) 郵便局又は理髪 店、クリーニング取次 店、質屋、貸衣装屋、 動物病院、銀行その他 これらに類するサービ ス施設業を営む店舗	(1)郵便局/(2)理髪店/(3)クリーニング取次店/(4)質屋/(5)貸衣装屋/(6)その他これらに類するサービス業を営む店舗(旅行代理店の営業所、ビデオ/CDレンタル店、宅地建物取引業者の営業所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人 ATM・CD コーナーなど)
(18) 自動車教習所又 は学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これら に類する施設	(1)自動車教習所/(2)学習塾/(3)華道教室/(4)囲碁教室/(5)その他これらに類する施設(職業訓練校など)
(19)工場	工場(清掃工場、発電所、下水処理場など)
(20) 車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	鉄道駅、バスターミナル、空港
(21)自動車停留又は駐 車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のように供されるものに限 る。)
(22)公衆便所	公衆便所
(23)火葬場	火葬場
(24) 神社、寺院、教会そ	神社、寺院、教会等
の他これらに類する施設(25)地下街	
(23) 地下街	시 년 1 月

5 特定適合施設表示板(シンボルマーク)

(1)特定適合施設表示板の意義

この表示板は、掲示された建築物が障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されていることを、利用する人に広く知らせるために定められました。交付された場合は、利用しやすい建築物であることが建物外部からわかるように、出入口横などの見やすい場所に掲示してください。《条例第 24 条 》

(2)交付基準《規則別表 4》

整備基準に適合したうえ、さらに、整備基準で適用除外とされている次の事項についても整備された 建築物に交付します。

1) 便所

床面積 2,000 ㎡以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの1以上をオストメイト対応とすること。(整備基準では、床面積 5,000 ㎡以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの1以上をオストメイト対応とすることとしている。)

2) 駐車場

どんな建築物であっても、整備基準に定める車いす使用者用駐車施設等を設置すること。 (整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。)

3) 利用円滑化経路

ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。(整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみにあり、その利用居室や住戸が〔不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するもの〕でない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。)

イ どんな建築物であっても、床面積 2,000 ㎡以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積 1.83 ㎡以上、車いすの転回に支障がない構造」とすること。(整備基準では、2,000 ㎡以上の共同 住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。)



この表示板のマークは、公募作品のなかから選ばれました。作者の言葉「バリアフリー (BarrierFree)の『B』をモチーフにデザインしました。ハートをつつみこんだ 『B』のフォルムをやわらかな形にすることで、人に対するやさしさを表現し、誰にでもわかりやすく好まれるマークを目指しました。」

6 手続きの概要

(1)事前協議《条例第17条》

公共施設の新設(新築、用途変更)や増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え(以下「新設等」という。)を行う場合は、市との事前協議が必要となります。

- 1)期限《規則第5条》
 - ①建築物の場合確認申請の14日前まで
 - ②建築物以外工事着手の30日前まで
- 2)提出書類等 《規則第5条》

「公共的施設新設等事前協議書」(様式1)、「整備基準 チェックリスト」(様式3)、図面等

- 3)事前協議を必要としない場合
- 次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。
 - ①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第4条》
 - i 事務所、共同住宅・寄宿舎、工場で、床面積 2,000 ㎡未満のもの。(増築等の場合は、増築部分の床面積が 2,000 ㎡未満のもの)
 - ii 路外駐車場で
 - ●駐車面積が 1,000 ㎡未満のもの(増築等の場合は、増築後の駐車面積が 1,000 ㎡未満のもの)
 - ●駐車場法第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
 - iii 建築物で、建築基準法第6条 第1項の規定による確認申請(同法第6条の2第1項で第6条 第1項の確認とみなされる申請を含む)を要しないもの
 - ②国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第26条第1項》

4)変更協議

事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。(「公共的施設新設等変更事前協議書」(様式 2)、「整備基準チエックリスト」(様式 3)、図面等を提出) ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第6条》

- ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合
- ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が3ヵ月以内の場合
- (2)工事完了届 《条例第18条、規則第7条》

工事の完了後速やかに、「工事完了届出書」(様式 4)に写真等を添付して、届出をしてください。基準の適合状況等に関して完了検査を行います。

- (3)指導・助言、勧告等
- 1)指導・助言

次の場合には、指導・助言を行います。

- ①事前協議で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第17条 第2項》
- ②工事完了届で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第18条 第3項》
- ③工事完了届を行わない場合(指導)《条例第 18 条第 2 項 》

- 2)勧告《条例第19条》次の場合には、必要な勧告を行います。
 - ①工事内容が整備基準に著しく適合しない場合
 - ②事前協議内容と異なる工事を行った場合
 - ③事前協議をせずに工事に着手した場合

3)公表《条例第 20 条 》

正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨を公表することがあります。

4)報告・立入調査《条例第25条》

事前協議、工事完了届、指導・助言、勧告、公表等を行うのに必要な限度で報告を求め、又は立入 調査を行います。(立入調査には身分証明書(様式 9)を携帯)

(4)適合証の交付《条例第23条、規則第8条》

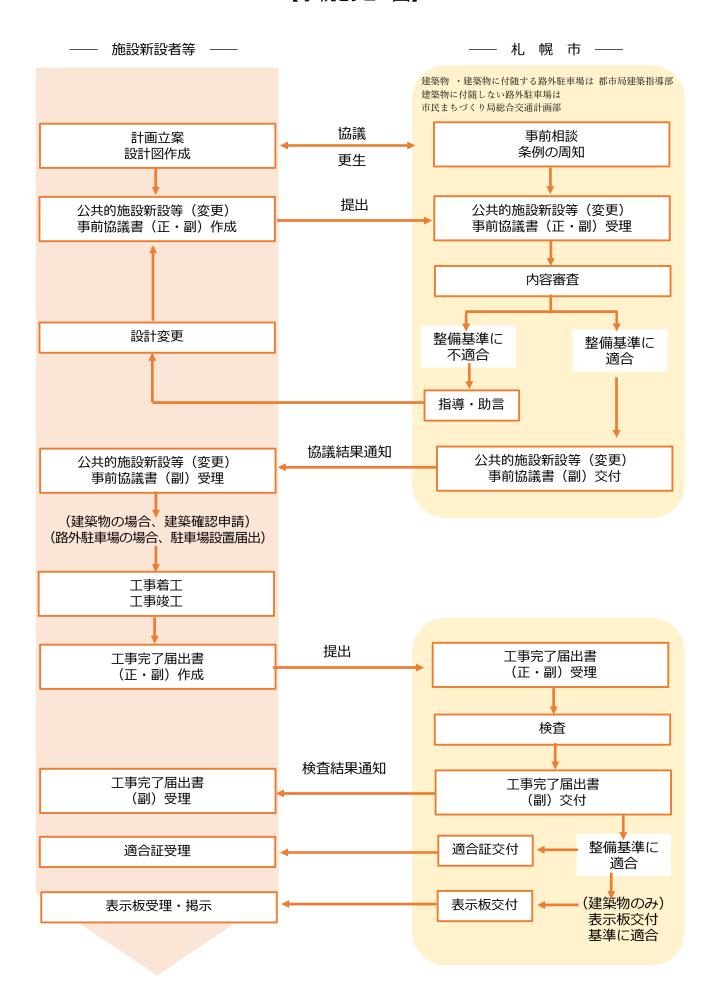
整備基準に適合する場合、工事完了届後、適合証(様式 5)を交付します。既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに適合証を請求する場合は、「適合証交付請求書」(様式 6)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、 図面、写真等を提出してください。

(5)特定適合施設表示板の交付《条例第24条、規則第9条》

整備基準に適合したうえ、さらに、エレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置などについての基準に適合した建築物に、工事完了届後、特定適合施設表示板(様式 7)を交付します。(24 ページ参照) 既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに特定適合施設表示板を請求する場合は、「特定適合施設表示板請求書」(様式 8)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、図面、写真等を提出してください。

※各様式については、P〇〇「I 7 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を参照

【手続きフロー図】



7 札幌市福祉のまちづくり条例

平成 10 年 12 月 15 日 条例第 47 号

目 次

前文

- 第1章総則(第1条一第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条一第14条)
- 第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備
 - 第1節 公共的施設の整備(第15条一第26条)
 - 第2節公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備(第27条・第28条)
- 第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第29条)
- 第5章 雑則(第30条)

附 則

すべての市民が様々な分野における社会活動に参参加し、その役割を果たし、心豊かに、安全かつ快適に、そして 安心して生活することができる福祉社会を創造することは、私たち札幌市民の共通の願いであり、また責務でもある。

北国札幌の先人は、積雪・寒冷などの厳しい自然に立ち向かい、潤いのある文化を創造し、生活する上での機能 豊かな都市を築いてきた。しかし、障がいや高齢あるいは疾病、妊娠などの条件にある者の視点に立ったとき、積雪・寒 冷などの厳しい自然や、建物などの構造による物理的障壁、偏見などの意識上の障壁その他の日常生活又は社会 生活における障壁の存在のために、必ずしも社会活動への参加が容易な状況にあるとは言い難い。

真の福祉社会を創造するためには、自主、自立の意識をもった個々人の支えあいが不可欠であり、幼少時からの不断の教育によって培われる市民の強い連帯の絆を力として、このような障壁を取り除き、誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを積極的に推し進めなければならない。私たち札幌市民は、このような認識の下、新しい時代に向けて積極的にその役割を果たし、一体となってすべての人にやさしい福祉都市を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章総則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりについて、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての人にやさしい福祉都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)障がい者、高齢者等障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を 受けるものをいう。
- (2)福祉のまちづくり障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することを可能とすることにより広く社会活動に参加することを促進するとともに、すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合う福祉都市の実現のためのあらゆる環境の整備をいう。
- (3)公共的施設学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、

道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び 実施する責務を有する。
- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重しつつ、必要に応じて支援する 措置を講ずるものとする。
- **3** 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための 措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- **第 4 条** 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、 自ら、又は他の事業者と協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- **3** 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにする ための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- **第5条** 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為 をしてはならない。(市、事業者及び市民の協力及び連携)
- **第6条** 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。この場合において、市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における障がい者、高齢者等についての対策に配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(指針の策定)

- 第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。
- 2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
- (1)福祉のまちづくりに関する目標
- (2)福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3)市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4)前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、市民及び事業者の自発的な活動

を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(防災上の配慮)

第9条 市は、防災に関し、障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施 策の推進に努めるものとする。

(雪対策上の配慮)

第10条 市は、雪対策に関し、障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第13条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり推進モデル事業)

- **第14条** 市長は、福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する事業であって、福祉のまちづくりを推進するための 先駆的な取組と認めるものを福祉のまちづくり推進モデル事業(以下「推進モデル事業」という。)として指定すること ができる。
- 2 市は、推進モデル事業に関し、技術的援助その他必要な支援措置を講ずるものとする。
- **3** 市長は、推進モデル事業を指定するときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

- 第 15 条 市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。
 - 2 前項の整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

第16条 公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え(以下「新設等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の部分を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準 に適合させるよう努めなければならない

(公共的施設の新設等の事前協議)

- 第 17 条 公共的施設(規則で定める公共的施設 を除く。以下この条から第 20 条までにおいて同じ。)の新設等を しようとする者(以下「施設新設者等」という。)は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事 の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしよ うとするときも同様とする。
 - 2 市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

- 第 18 条 施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。
 - 2 市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第19条 市長は、第17条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと 認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。
 - 2 市長は、第 17 条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。
 - 3 市長は、施設新設者等が第 17 条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、 当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

(公表)

- **第 20 条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。
 - **3** 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者の意見を 聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難 であると市長が認めるときは、この限りでない。

(機能の維持)

- 第 21 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。(既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等)
- **第 22 条** 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。
 - 2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言を

することができる。

(適合証の交付)

第23条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(特定適合施設表示板の交付等)

- 第24条 市長は、整備基準に適合していると認める公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定適合施設」という。)を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、特定適合施設である旨を表示する標識(以下「特定適合施設表示板」という。)を交付するものとする。
 - 2 特定適合施設を所有し、又は管理する者は、前項の規定により特定適合施設表示板の交付を受けたときは、 当該施設が特定適合施設であることを障がい者、高齢者等に周知するため、特定適合施設表示板を当該施設の 見やすい筒所に掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

- 第25条 市長は、第17条から第20条まで、第22条第2項、第23条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。
 - 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

- 第26条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第17条から第20条まで、第22条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
 - **2** 市長は、国等から、第 22 条第 1 項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、 必要な要請を行うことができる。

第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

(公共的車両等の整備)

第27条 公共的車両等(一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。)を所有し、 又は管理する者は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅及び住居の環境の整備等)

- **第28条** 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。
 - **2** 市民は、その居住する地域において、障がい者、高齢者等に配慮した住居の環境の整備及び維持に努めなければならない。
 - 3 住宅を供給する事業者は、障がい者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、障がい者、 高齢者等に配慮した住居の環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

- 第29条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
 - **2** 推進会議は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、市長に 意見を述べることができる。
 - 3 推進会議は、委員30人以内で組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1)学識経験を有する者
 - (2)事業者
 - (3)民間諸団体の代表者
 - (4)関係行政機関の職員
 - (5)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
 - 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - **6** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部改正〔省略〕

附則(平成17年条例第102号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の第2条第3号に規定する公共的施設をいう。以下同じ。)及び適用日以後に新設等(条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設(条例第17条第1項の規則で定める公共的施設に限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(同項の規則で定める公共的施設に限る。)については、なお従前の例による。

(適用日前における特例)

3 この条例の施行の日以後に公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は改正後の第 15 条の規定により定められた整備基準(以下「新整備基準」という。)に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、前 項の規定にかかわらず、適用日前においても、新整備基準を遵守することができる。この場合においては、改正後の第 2 条第 3 号及び第 3 章第 1 節の規定を適用する。

(現に存する公共的施設等に関する努力義務)

4 適用日において現に存し、又は附則第 2 項の規定により従前の例によることとされる公共的施設(条例第 16 条 第 2 項の規定に該当するものを除く。)を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を新整備基準に適合させるよう努めなければならない。

目 次

- 第1章総則(第1条・第2条)
- 第2章 公共的施設の整備(第3条一第11条)
- 第3章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第12条一第17条)
- 第4章 雑則(第18条:第19条)

附 則

第1章総則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める公共的施設は、別表1のとおりとする。

第2章 公共的施設の整備

(整備項目及び整備基準)

- 第3条 条例第15条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。ただし、公共的施設(別表11の項第9号に掲げる施設を除く。)を管理する者又はその従業員が専ら使用するもの及び同号に掲げる施設の住戸又は住室に設けるものを除く。
- (1)廊下その他これに類するもの
- (2)階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- (3)傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- (4)便所
- (5)敷地内の通路
- (6)駐車場
- (7)出入口
- (8)エレベーター及び乗降ロビー
- (9)エスカレーター
- (10)洗面所(便所に併設するものを含む。以下同じ。)
- (11)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室
- (12)客室(別表 11 の項第7号に掲げる施設の客室に限る。以下同じ。)
- (13)観覧席及び客席
- (14)公衆電話
- (15)カウンター及び記載台
- (16)案内表示
- (17)改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)
- (18)券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機
- (19)授乳及びおむつ替えの場所
- (20)緊急避難設備
- (21)水飲み場
- (22)視覚障害者誘導用ブロック

- (23)歩道
- (24)立体横断施設
- (25)地下歩道
- (26)園路
- (27)公園内のベンチ及び野外卓
- 2 条例第15条第2項の規定により規則で定める整備基準は、別表2のとおりとする。

(事前協議を要しない公共的施設)

第4条 条例第17条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- (1)別表1 1の項第8号、第9号及び第19号に掲げる施設で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。 別表2及び別表4において同じ。)の合計が2,000平方メートル未満のもの
- (2)別表1 4の項に掲げる路外駐車場のうち、次に掲げるもの。
 - ア 自動車の駐車の用に供する部分の面積(増築等の場合にあっては、当該増築等を行った後の面積。イにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル未満のもの
 - イ 自動車の駐車の用に供する部分の面積が1,000平方メートル以上のもので駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表11の項に掲げる建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1 項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新設等の事前協議)

- 第5条 条例第17条第1項の規定による協議は、同項前段の協議の場合にあっては公共的施設新設等事前協議書を、同項後段の協議の場合にあっては公共的施設新設等変更事前協議書を市長に提出して行わなければならない。
 - 2 前項の協議書には、整備基準チェックリスト及び別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 3 条例第17条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。
 - (1)建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認 (同法第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第6 条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。)の申請(設計変更による申請を含む。以下「確認申請」という。)を要する公共的施設確認申請をしようとする日の14日前
 - (2)前号以外の公共的施設工事の着手予定日の30日前

(軽微な変更)

- 第6条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1)工事の内容に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの
 - (2)工事の着手予定日又は完了予定日の3月以内の変更

(工事完了の届出)

- 第7条 条例第18条第1項の規定による届出は、工事完了届出書により行わなければならない。
 - 2 前項の届出:書には、写真その他の整備基準への適合状況が分かる書類(以下「写真等」という。)を添付しな

ければならない。

(適合証の交付)

- 第8条 適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)の交付を請求しようと する者は、適合証交付請求書を市長に提出しなければならない。
 - 2 前項の請求書には写真等(条例第17条の規定による協議を経ていない場合には、整備基準チェックリスト、別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書及び写真等)を添付するものとする。
 - **3** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。
 - (1)虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
 - (2)交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
 - (3)その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(特定適合施設表示板)

- 第9条 条例第24条第1項の規則で定める公共的施設は、別表11の項に掲げる建築物であって、別表4に定める 基準に適合したものとする。
 - 2 前条の規定は、特定適合施設表示板について準用する。この場合において、同条第1項中「適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)」とあるのは「条例第24条の特定適合施設表示板(以下「表示板」という。)」と、「適合証交付請求書」とあるのは「特定適合施設表示板交付請求書」と、同条第3項中「適合証」とあるのは「表示板」と、「整備基準」とあるのは「別表4に定める基準」と読み替えるものとする。

(身分証明書)

第10条 市長は、条例第25条第1項の規定により立入調査をする職員に対し、身分証明書を交付するものとする。

(公共的団体)

第11条 条例第26条第1項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

第3章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

- 第12条 札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

- 第13条 臨時委員は、学識経験を有する者、推進会議の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、 市長が委嘱する。
 - 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

- 第14条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集する。
 - 2 会長は、推進会議の会議の議長となる。
 - 3 推進会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第15条 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- **4** 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み変えるものとする。

(庶務)

第16条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(運営事項)

第17条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第4章雑則

(事前協議書等の様式)

第18条 この規貝1に」定める事前協議書等の様式(以下「様式」という。)は、市長が別に定める。

2 市長は、前項の規定により様式を定めたときは、その様式を告示するものとする。様式を変更するときも同様とする。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この規則は、 平成 11 年 6 月 1 日から施行する。 ただし、 第 2 章 、 第 18 条及び別表 2 から別表 4 まで の規定は、 平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年規則第 81 号)・附則(平成 15 年規則第 21 号)省略

附則(平成 17 年規則第83号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2章及び別表1から別表4までの規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に 札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定による協議 (以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の別表1に該当する公共的施設をいう。以下同じ。) 及び適用日以後に新設等(条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設

- (改 正後の第4条各号に該当するものに限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(改正前の第4条各号に該当するものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 102 号)附則第 3 項の規定により適用日前に同項に規定する新整備基準を遵守する公共的施設については、前項の規定にかかわらず、改正後の第 2 章及び別表 1 から別表 4 までの規定を適用する。

別表1(第2条、第4条、第9条関係)

別表 1(第 2 条 、第 4 条 、第 9 条 関係)			
番号	種別	公共的施設	
1	建築物	(1)学校	
		(2)病院又は診療所	
		(3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	
		(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	
		(5)展示場その他これに類する施設	
		(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		(7)ホテル、旅館その他これらに類する施設	
		(8)事務所(官公署を含む。)	
		(9)共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	
		(10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設	
		(11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する	
		施設	
		(12)体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
		(13)遊技場	
		(14)博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
		(15)公衆浴場	
		(16)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	
		(17)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他	
		これらに類するサービス業を営む店舗	
		(18)自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
		(19)工場	
		(20)車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの	
		用に供するもの	
		(21)自動車の停留又は駐車のための施設	
		(22)公衆便所	
		(23)火葬場	
		(24)神社、寺院、教会その他これらに類する施設	
		(25)地下街	
2	道路	道路法(昭 和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路(自動車のみの交	
		通の用に供する道路を除く。)	
3	公園	(1)都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園	
		(2)遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	

4	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行
		令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装
		置を用いるものを除く。)

別表 2(第3条関係)

1 建築物(その敷地部分を含む。)

別表 1(第2条、第4条、第9条 関係)

別表 1(第 2 条 、第 4 条 、第 9 条 関係)		
整備項目	整備基準	
1 廊下その他これ	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げる	
に類するもの(以	ものでなければならない。	
下「廊下等」とい	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
う。)	イ 階段の上端及び下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。	
	3の項までにおいて同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が	
	利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘	
	導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場	
	合は、この限りでない。	
	(ア)こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	
	(イ)高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある	
	部分の上端に近接するもの	
	(ウ)主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの	
	ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚	
	障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。	
	エ 必要に応じ、手すりを設けること。	
	オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用	
	し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及	
	び必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。	
2 階段	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるも	
	のでなければならない。	
	ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。	
	イ 手すりは、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として	
	視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に	
	誘導等のための点字表示を行うこと。	
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
	エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識	
	別できるものとすること。	
	オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	
	カ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利	
	用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者誘導	
	用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合	
	は、この限りでない。	

整備項目	整備基準
2 階段	(ア)1の項イ(ウ)に定めるもの
	(イ)段がある部分と連続して手すりを設けるもの
	キ 主たる階段は、回り階段でないこと。
	ク 縁端には、壁又はつえの脱落を防止するために必要な立ち上がりを設けること。
	ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障害者、高齢者等が円滑に昇降で
	きるものとすること。
3 傾斜路	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げる
	ものでなければならない。
	ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には
	両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。
	イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用
	し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及
	び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 傾気がたる部分は、その前後の水平が分との名の明度の美が大きいると等によりる
	エ 傾斜がある部分は、その前後の水平部分との色の明度の差が大きいこと等によりそ の存在を容易に識別できるものとすること。
	オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又
	は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロック
	を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この
	限りでない。
	(ア)1の項イ(ア)から(ウ)までに定めるもの
	(イ)傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
	カ 傾斜がある部分の始終端部又は傾斜路の曲がり角、折り返し及び他の通路との交
	差部には、踏幅が150センチメートル以上の水平部分を設けること。
	キ 縁端には、壁又は車いすの脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを
	設けること。
4 便所	(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所(客室に設け
	るものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において
	同じ。)内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用
	できる便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。
	イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄がで
	きる水洗装置を備えた便房を1以上設けること(床面積の合計が2,000平方メート
	ル未満のものを除く。)。
	ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やす
	い方法により表示すること。
	工 便所内に段を設けないこと。
	オ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
	(2) 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。
	ア腰掛便座には、両側に手すりを設けること。
	イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。
	ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。 <u>ただし、床面</u>
	積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあっては、車いす使用
	者が円滑に利用できる空間が確保されていること。

整備項目	整備基準
4 便所	 エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。 オ 当該車いす使用者用イ更房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。 カ 荷物台が適切に配置されていること。ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあっては、この限りでない。 キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。 (3) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりが適切に配置された床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。 (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内表示を設けなければならない。 (5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用いす又は乳児用ベッドを設けなければならない。
5 敷地内の通路	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段(その踊場を含む。)を設ける場合には、2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとすること。 ウ 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア)こう配が12分の1を超える傾斜がある部分又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。 (イ)3の項イ、エ、カ及びキに定めるものとすること。エ 排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。
6 駐車場	1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。 (2) 前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は350センチメートル以上とし、奥行きは600センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、別表11の項第9号に掲げる施設に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、この限りでない。 ウ 7の項第1号工に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合(別表11の項第9号に掲げる施設に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設ける場合でいて誘導のための表示を行わなければならない。

整備項目 整備基準 (1) 次に掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上を、利用円 7障がい者、高齢者 滑化経路にしなければならない。 等が円滑に利用で ア 建築物に、多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他こ きる経路(以下 れらに類する目的のために利用し、又は主として障害者、高齢者等がこれらの目的 「利用円滑化経路」 のために利用する室(当該建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するもの という。) を除き、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階 若しくは直下階のみに当該室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該室が不 特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものである 建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設 ける場合道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室 イ 別表11の項第9号に掲げる施設の住戸又は住室(地上階又はその直上階若しくは 直下階のみに当該住戸又は住室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該住 戸又は住室が主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)に あっては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。)を設ける場合道等から当 該住戸等までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合利用居室(当該建築物 に利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。)から当該車いす使用 者用便房までの経路工建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける 場合当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路 (2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベー ターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除 く。)は、次に掲げるものであること。 (ア)直接地上へ通ずる出入口の幅は内のりを90センチメートル以上(床面積の合計 が500平方メートル未満の建築物にあっては、80センチメートル以上)とし、当 該出入口以外の出入口の幅は内のりを80センチメートル以上とすること。 (イ)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開 閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (ウ)戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材種を使用 すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者の衝突を防止す るための措置を講ずること。 ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるも のであること。 (ア)幅は、内のりを140センチメートル以上(床面積の合計が500平方メートル未満 の建築物にあっては、90センチメートル以上)とすること。ただし、廊下等の末端 の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるも のにあっては、120センチメートル以上(床面積の合計が500平方メートル未満の建 築物にあっては、90センチメートル以上)とすること。 (イ)戸を設ける場合には、イ(イ)及び(ウ)に定めるものとすること。 エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに 限る。)は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。 (ア)幅は、階段に代わるものにあっては内のりを140センチメートル以上 (床面積の合 計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上)、 (ウ)(ア)ただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあっては、120センチメートル

以上(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物については、90センチ

整備項目	整備基準
7障がい者、高齢者	メートル以上)とし、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
等が円滑に利用で	(イ)こう配は、12分の1を超えないこと。
きる経路(以下	(ウ)高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに
 「利用円滑化経路	踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
という。)	オ 当該利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるもので
20.50)	あること。
	(ア)床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表11の項第1号及び第
	9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
	a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
	b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
	c かごは、利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施
	設がある階及び地上階に停止すること。
	d かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。 e かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上とすること。
	「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ル以上とすること。
	アダエミッグこと。 g かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設け
	ること。
	ること。
	i 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
	j かご内には、両側に手すりを設けること。
	k かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡
	を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者
	が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備
	が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター
	及び乗降ロビーにあっては、aからkまでに定めるもののほか、次に掲げるものであるこ
	と。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにあっては、この限
	りでない。 (a) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音
	(a) かと内には、かとが到着する階並びにかと及び弁牌路の山人口の戸の閉鎖を目 声により知らせる装置を設けること。
	「こくがいっとも表面と思いること。 (b) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及
	びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるも
	のに限る。)は、点字により表示する等視覚障がい者が容易に操作することができる
	構造とすること。
	 (c) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置
	を設けること。
	(d) 乗降ロビーには、(b)に定める構造の制御装置の位置を知らせる視覚障害者
	誘導用ブロックを敷設すること。
	(イ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び
	第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあっては、(ア)cからkまで並びに (a)
	及び(c)に定めるものであること。
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表11の項第1号及び
	第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
	a かごの大きさは、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとすること。
	b (ア)c、d及びfからkまでに定めるものとすること。

整備項目	·····································
7障がい者、高齢者	c 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものにあっ
等が円滑に利用で	ては、a及びbに定めるもののほか、(ア)1(a)から(d)までに定めるものとすること。た
	だし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにあっては、この限りで
きる経路(以下	ない。
「利用円滑化経路」	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び
という。)	第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあっては、(ア)c、d、fからkまで並びに
	l(a)及び(c)並びに(ウ)aに定めるものとすること。
	カ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に
	掲げるものであること。
	(ア) 幅は、140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害
	者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメートル以上)とすること。 <mark>ただ</mark>
	し、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物にあっては、90センチメート
	ル以上とすること。
	(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。
	a 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が
	利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメ
	ートル以上)、段を併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 ただし、
	床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以
	上とすること。
	b こう配は、20分の1を超えないこと。ただし、消融雪装置を設けるなど車いす使用
	者が円滑に利用できる措置を講じたものにあっては、12分の1を超えないこと。
	c 高さが50センチメートルを超えるものにあっては、高さ50センチメートル以内ごとに踏
	幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
	(3) 第1号ア又はイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号カ
	の規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中
	「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、及び同号イ中「道等」
	とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
8視覚障害者が円	(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内板その他案内設備(以下
滑に利用できる経	「案内所等」という。)を設ける場合には、道等から当該案内所等までの経路(不特定か
路(以下「視覚障害	つ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上
` 者利用円滑化経	を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該案内所
路」という。)	等までの経路が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
m13cv.2%)	ア 道等から主として自動車の駐車の用に供する施設までのもの
	イ 建築物内にある当該建築物を管理する者又はその従業員が常時勤務する案内所
	等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで
	の経路が第3号に定める基準に適合するもの
	(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該
	建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は
	主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障がい者利用円滑
	化経路にしなければならない。ただし、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入
	口までの経路が前号アに定めるものである場合は、この限りでない。
	(3) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 当該視覚障がい者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は
	音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を
	変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

整備項目	整備基準
8視覚障害者が円 滑に利用できる経 路(以下「視覚障害 者利用円滑化経 路」という。)	イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (ア)車路に近接する部分 (イ)段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(1の項イ(ア)若しくは(イ)に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。) ウ 当該視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと
9 エスカレーター	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。 ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120センチメートル以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。 イ 踏み段及びくし板の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。 エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。
10 洗面所	多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する洗面所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 段を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。 エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。
1 1 浴室、シャワー 室、脱衣室及 び更衣室(以下 「浴室等」とい う。)	別表1 1の項第2号、第7号、第10号から第12号まで及び第15号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室等(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。ウ 必要に応じ、手すりを設けること。エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。オ 浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとすること。か 浴室及びシャワー室には、いすを設けること。 お 浴室及びシャワー室には、にすを設けること。 カ 浴室及びシャワー室には、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。 り 脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを]以上設けること。
	(1) 別表11の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。)であって、客室総数が50室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数100分1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上は、次に掲げるものでなければならない。ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。

整備項目	整備基準
12 客室	イ 出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。
	ウ 戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に
	高低差がないこと。
	エスイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。
	オ 便所は、4の項第1号ウ及び工並びに第2号アからキまでに定めるものとすること。
	カ 洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとすること。
	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。(ア)11の項イからクまでに定めるものとすること。
	と。(イ)段を設けないこと。(ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。
	ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用
	できるよう配慮した設備を設けること。
	ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。(2)前号の規定により設ける
	客室は、非常時に避難しやすい場所に設けなければならない。
13 観覧席及び	(1) 別表11の項第3号、第4号及び第12号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主
客席(以下「観覧	として障害者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧
席等」という。)	席等の総数が200を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以
	上)を、車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)にしなければならな
	い。
	(2) 車いす使用者用席は、次に掲げるものでなければならない。 ア 床は、水平とすること。
	イ 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
	(3) 観覧席等のある室の出入口のうち利用円滑化経路を構成するものから車いす使用
	者用席までの通路は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	ウ 階段又は段を設けないこと。
	エ 傾斜路を設ける場合には、3の項カ及びキ並びに7の項第2号エ(イ)及び(ウ)に定
	めるものであること。
	(4) 第1号の施設に不特定かつ多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴
	装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示しなければ
	ならない。
14 公衆電話	公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 出入口を設ける場合には、その幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。 イ 出入口を設ける場合において、当該出入口に戸を設けるときは、車いす使用者が容
	1 山入口で設ける場合にのいて、当該山入口に戸で設けるとさは、早い9使用有か谷 易に開閉して通過できる構造とすること。
	ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。
	エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確
	保すること。
	オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設けること。
15 カウンター及び	カウンター及び記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利
記載台	用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保しなければならない。
	 (1) 施設の案内を行う案内 <mark>表示</mark> を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。
	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に
	利用できるものとすること。
	イ 必要に応じ、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他こ
	れに代わる設備を設けること。

整備項目	整備基準
1 6 案内 <mark>表示</mark>	ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本工業規格に定める標準案内用
	図記号を使用すること。
	エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さに設けること。
	(2) 利用者に対する呼出しを行う案内表示を設ける場合には、音声及び文字により呼出
	しを行うものでなければならない。
17 改札口及びレ	改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければな
ジ通路	らない。
	ア 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。
	イ段を設けないこと。
	ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
18 券売機、自動	(1) 券売機等を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。
販売機及び現金	ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。
自動預入·支払機	イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。
(以下「券売	ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあっては、この限りではな
機等」という。	い。 ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用で
	プ 1未1ドバラン、並成取入口、並成取山口寺は、障害省、同梱省寺が口消に利用し きる構造とすること。
	(2) 視覚障害者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚
	できるいでは、「はたい」というでは、「はたい」といっしては、「はたい」というでは、これでは、「はたい」というでは、「はたい」というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
 19 授乳及びおむ	必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設け、当該場所を設ける場合
つ替えの場所	には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示しなければならな
	(1).
20 緊急避難設	別表11の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除
備	く。)並びに同項第10号及び第11号に掲げる施設に設ける緊急避難 <mark>設備</mark> は、次に掲げる
	ものでなければならない。
	ア 非常警報装置は、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる光、文
	字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。
	イ - 斉放送できる設備を設けること。
21 水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。
	イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。
	ウ 障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。
	エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
22 視覚障害者	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次に掲げるものでなければならない。
誘導用ブロック	ア原則として日本工業規格に定める形状とすること。
	イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差が大きいこと等により容易に識
	別できるものとすること。
	ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低 ト 下が少ない素材とすること。
	トルグない案例とすること。 エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。
	オ 壁面又は床に突出物がある場合には、当該突出物から適切な距離を確保して敷設
	イ 室面又は床に矢山物がめる場合には、ヨ政矢山物がつ廻切な距離を唯保して対政 すること。
	ソンしし。

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。
	ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
	イ 幅は、200センチメートル以上(歩行者の往来の多いものにあっては、350センチメー
	トル以上)とすること。ただし、幅員が10メートル未満の計画交通量500台/日未満の
	市道にあっては、150cm以上とすることができる。
	ウ 横断こう配は、50分の1を標準とすること。
	エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平たん性を確保すること。
	オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場
	合には、つえの脱落又は車いすの脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。
	カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分
	の段差は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすり
	つけこう配は20分の1を標準とすること。
	キ 切下げ部分の段差は、2センチメートルを標準とし、角をとること。
	ク 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設(横断歩道橋及び地下横
	断歩道をいう。以下同じ。)及び地下歩道(地下横断歩道を除く。以下同じ。)の昇
	降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害
	者誘導用ブロックを敷設すること。
	ケ 視覚障害者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、
	必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。
	ア表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
	イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。
	ウ 階段の幅は、内のりを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場
	合は、120センチメートル以上)とすること。 エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。
	オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘
	導等のための点字表示を行うこと。
	カ 階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を
	容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構
	造とすること。
	キ 階段には、回り段を設けないこと。
	ク 横断歩道橋の平たん部分及び階段部分並びに地下横断歩道の出入口の階段部
	分(屋外に設けるものに限る。)には、必要に応じて消融雪装置を設けること。
	ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導
- 11	用ブロックを敷設すること。
3 地下歩道 	地下歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。
	ア表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。 ウ 通路部分の幅は、内のりを200センチメートル以上とすること。
	エ 階段又は段がある部分には、傾斜路(1建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキ並び
	に同表7の項第2号エ(ア)から(ウ)までに定める基準に適合するものに限る。)又はエ
	に向表が現第2号1(ア)から(ソ)までに定める基準に適合するものに限る。)又はエ レベーター(同号オ(ア)aからkまで及び1(a)から(b)までに定める基準に適合するもの
	に限る。カにおいて同じ。)を併設し、当該階段又は段がある部分は、次に掲げるもの
	に限る。かにのいて回じ。)を併設し、当該階段又は段がめる部分は、次に何かるものであること。
	しのどのことの

整備項目	整備基準
3 地下歩道	(ア) 直接地上へ通ずる階段の幅は、内のりを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合にあっては、120センチメートル以上)とすること。 (イ) 1建築物の表2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとすること。 (ウ) 回り階段又は回り段を設けないこと。 オ 傾斜路(階段又は段がある部分に併設するものを除く。)を設ける場合には、1建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキに定めるものとすること。 カ 直接地上へ通ずるエレベーターを1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。 キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。 ク エスカレーターを設ける場合には、1建築物の表9の項に定めるものとすること。 ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導
	用ブロックを敷設すること。
4 案内 <mark>表示</mark> (歩行	案内表示を設ける場合には、1建築物の表16の項第1号アからウまでに定めるものでな
者用のものに限る。	ければならない。
以下この項において	
同じ。)	
5 視覚障害者誘	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、1 建築物の表22の項に定めるも
導用ブロック	のでなければならない。

3 公園

	ム圏	
	整備項目	整備基準
1	園路	園路は、次に掲げるものでなければならない。
		ア 段を設ける場合には、次に掲げるものであること。
		(ア) 1建築物の表5の項イに定めるものとすること。
		(イ) 回り段を設けないこと。
		イ 傾斜路を設ける場合には、1建築物の表5の項ウに定めるものとすること。
		ウ 視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導
		用ブロックを敷設すること。
2	駐車場	駐車場を設ける場合には、そのうち1以上は、4路外駐車場の表に定めるものでなければ
		ならない。
3	利用円滑化経	(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。
路		ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路
		イ 駐車場を設ける場合にあっては、駐車場(2の項の基準に適合するものに限る。)から
		公園内の主要な施設へ通ずる経路
		(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
		ア 当該利用円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、こ
		の限りでない。
		イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(道又は公園の駐車場へ直接通ずるもの
		に限る。)の幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設け
		る場合は、さくの間隔(通行可能な部分に限る。)を90センチメートル以上とすること。
3	利用円滑化経	ウ 当該利用円滑化経路を構成する園路は、1の項の規定によるほか、次に掲げるもの
路		であること。
		(ア) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

	(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。
	(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。
	a 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段を併設するものにあっ
	ては90センチメートル以上とすること。
	b 1建築物の表7の項第2号カ(ウ)b及びcに定めるものとすること。
	(エ)排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ぶ
	たを設けること。
4 ベンチ及び野外	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設ける
卓	こと。
5 その他	公園に1の項から4の項までに掲げる整備項目以外の部分を設ける場合においては、そ
	れぞれ当該部分に対応する1建築物の表に規定する整備基準を準用する。

4 路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	(1) 路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。
	(2) 前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
	ア 1建築物の表6の項第2号ア及びイに定めるものとすること。
	イ 歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあっては、車両用出入口)から当
	該車いす使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
	(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、車いす使用者用駐車施設がある旨及び
	当該出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路を積雪等に配慮して見やすい方 法により表示しなければならない。
	(4) 第2号イの経路上には、段を設けてはならない。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
	(5) 歩行者用通路は、1建築物の表5の項並びに7の項第2号カ(ア)及び(ウ)に定めるものでなければならない。

別表 3(第5条、第8条、第9条関係)

区分								
区刀	イエ ルナ							
	種類	明示すべき事項						
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物						
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地						
		の接する道の位置、建築物及びその出入口の位						
		置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の						
		位置及び幅						
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建						
		築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅						
		並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位						
		置及び幅						
	立面図	縮尺及び床の高さ						
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物						
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅員						
		並びに立体横断施設その他の整備項目に係る部						
		分の位置						
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物						
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地						
		の接する道の位置並びに園路その他の整備項目						
		に係る部分の位置及び幅員						
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物						
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出						
		入口の位置並びに車いす使用者用駐車施設その						
		小。乾						
		他の整備項目に係る部分の位置及び幅員						

別表 4(第9条関係)

整備項目	特定適合施設表示板交付基準
1 便所	別表21建築物の表4の項第1号及び第2号の規定により床面積の合計が2,000平方
	メートル以上の建築物に車いす使用者用便房(不特定かつ多数の者が利用するものに限
	る。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1
	以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水
	洗装置を設けること。
2 駐車場	別表21建築物の表第6項第2号に定める車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施
	設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設
	けること。
3 利用円滑化経	(1) 道等から多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他ごれ
路	らに類する目的のために利用し、若しくは主として障害者、高齢者等がこれらの目的の
	ために利用する室(当該室の存する建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用す
	るものを除く。)又は別表11の項第9号に掲げる施設の住戸若しくは住室までの経路のう
	ち1以上を、利用円滑化経路にすること。
	(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるも
	のとすること。
	ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9
	号に掲げる施設を除く。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ア)及び
	力に定めるもの
	イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表11の項第1号及び第9号
	に掲げる施設に限る。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ア)a及び
	b並びに(イ)並びに力に定めるもの
	ウ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9
	号に掲げる施設を除く。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ウ)及び
	力に定めるもの
	エ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9
	号に掲げる施設に限る。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(エ)及
	びカ に定めるもの
	(3) 第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により別表2 1建築
	物の表第7項第2号カの規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用
	については、第1号ア中「道等」とあるのは、「建築物の車寄せ」とする。

- ●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱
- 第1条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年規則第3号。以下「規則」という。)第18条第1項に基づき、事前協議書等の様式を定めるものとする。
- 第2条 規則第5条第1項前段に定める公共的施設新設等事前協議書は、様式1のとおりとする。
- 第3条 規則第5条第1項後段に定める公共的施設新設等変更事前協議書は、様式2のとおりとする。
- 第4条 規則第5条第2項に定める整備基準チェックリストは、様式3のとおりとする。
- 第5条 規則第7条第1項に定める工事完了届は、様式4のとおりとする。
- 第6条 規則第8条第1項に定める適合証は、様式5のとおりとする。
- 第7条 規則第8条第1項に定める適合証交付請求書は、様式6のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。
- 第8条 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板は、様式7のとおりとする。
- 第9条 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板交付請求書は、様式8のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。
- 第10条 規則第10条 に定める身分証明書は、様式9のとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 札幌市福祉の街づくり環境整備要綱(平成5年3月5日市長決裁。以下、「旧要綱」という。)は平成12年3月31日で廃止する。
- **3** 旧要綱の廃止前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める確認申請を行う者に係る旧要綱第 8 に 定める事前協議を行った者については、1 日要綱第 9 に定める報告及び第 10 に定めるシンボルマークの交付にい て、1 日要綱は、平成 15 年 3 月 31 日までは、なお、その効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 102 号。以下「条例」という。)施行の日から施行する。
- **2** 条例附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる公共的施設に係る様式にあっては、平成 18 年 7 月 1 日までの間は、改正後のこの要綱の規定にかかわらず、改正前のものを使用することができる。

正

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公	共 的 施	設の名	3 称															
公言	共的施 記	2の所有	主地	札幌市	ĵ	区												
新	設 等	の種	別	• 親	「築・増	自築・	改築	・大き	規模の	の修繕	善 (核	模樣	季)	• 用	途変	更		
主	たる	5 用	途					構			造						ì	告
階			数	地上	階•	地下	階	建	築	面	積					m² (戸)	
	用		途	階 数	公共的	り施 設	部分	そ	の他	の剖	了分	既	存	部	分	合		計
内							m²				m²				m^2			m²
							m²				m²				m^2			m²
							m²				m^2				m^2			m²
訳							m²				m²				m²			m²
	延べ	床 面	積				m²				m²				m²			m²
エ	事予员	官年月	目	着手		年	月		目		完	7			年	月	目	
		住	所															
設	計者	氏	名						7	,			(担当	者)	
		住	所															
協議	者の代理者	氏	名						a	•			(担当	者)	
*	部县	長 課	長	係	長	系	協	Ь	議	結	i	果			3	そ 付	印	
処						ļ		年	月	目								
										に適	合							
理	」 □ 新築 □ □ 新築																	
					□ 増築等部分 □ 増築等部分及び当該部													
欄					分までの経路													
					□ 表示板交付基準に適合									受付	寸 番	号		
							□ 指導・助言 第									•		号
								勧告	:					<i>></i> 1√				.,

(裏面に続く)

備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する部分(公共的

施設の部分)とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。

- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
- 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
- 5 協議者の代理者とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公	共 的 施	設の名	称														
公	共的施訂	2の所存	E地	札幌市	ī 区												
新	設 等	の種	別	• 	「築・増築	• 改築	・大	規模の)修繕	(模	様犁	*)	 用途 	変更	Ĩ		
主	たる	5 用	途				構			造							造
階			数	地上	階·地	下階	建	築	面	積					m² (戸)
	用		途	階 数	公共的旗	 設部分	そ	の他	の部	分	既	存	部	分	合		計
内						m	2			m²				m²			m²
						m	2			m²				m²			m²
						m	2			m²				m²			m²
訳						m	2			m²				m²			m²
	延べ	床 面	積			m	2			m²				m²			m²
工	事予定	官 年 月	目	着手		年 月]	目		完	7			年	月	E	
		住	所						•								
設	計 者	氏	名					*				(‡	担当者	<u>~</u>)	
		住	所														
協議	者の代理者	氏	名					2				(担当者	<u> </u>)	
*														受	付	印	
協																	
議																	
の																	
結																	
果																	
												平	付	悉			
												第		田	,,		号

(裏面に続く)

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する部分(公共的施設の部分)とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 - 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 5 協議者の代理者とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

正

公共的施設新設等(変更)事前協議書

									年	月	日
札	幌	市	長		協議者	住	所				
					协 战日	氏	名				
								□ 法人の場合は、主た 在地並びに名称及び	る事務 :代表者	新の所 の氏名	Í]

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の (変更) 内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公	共的加	包設	どの名	称													
公县	共的施	設(の所在	E地	札幌市	Ħ	区										
工	事	0)	種	別	• র	折設	• 増設等										
規		模		等	駐耳	車の	用に供する	面積					m²				
					その	の他											
工	事 予	定	年 月	日	着手			年	月	日	完了			年	月	日	
		1	主	所													
設	計者		£	名													
		1	-\	泊						*			(担当	者))
*	部	長	課	長	係	長	係		協	議	結	果		受	付	印	
処									年	月	日						
									+	Л	Н						
									整備	基準に記	商合						
理									指導	・助言							
									勧	告							
欄									щ	Н				3番 kn 学	:		₽.
														通知第	j		号

公共的施設新設等(変更)事前協議書

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

□法人の場合は、主たる事務所の所 □ 在地並びに名称及び代表者の氏名 □

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の (変更) 内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公	共的 施	設の名	5 称												
公县	共的施	設の所有	主地	札幌市	î	区									
エ	事	か 種	別	• 新	設 •	増設等	Ę								
規	7	莫	等	駐車	三の用	に供す	る面積				m²				
				その	他										
工	事 予 🤅	定年月	目	着手			年	月	目	完了		年	月	目	
		住	所												
設	計 者	氏	名						~		(担当:	者)	
*												受	付	印	
協															
議															
の															
結															
果															
												通知第			号

判定結果	適合状況	措置状況		
整備基準	合・否	指導・助言		
表示板交付基準	合・否			

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記え方法

- ○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字 または措置の内容等を記入してください。
- ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

Ì	己	人	
設 計	• 内	容	適合状況
(突出物)	旬	• 無	(含·否
(安全な措置) 旬	· 無	

整備項目	条件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
	(1) 利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等(不特定 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用するものを除く)が地上階又は直上階若しくは 直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路 (以下同じ)	(段の有無) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上 にある出入口(直接客	① ・外部出入口幅 90cm 以上 ・内部出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm (内法幅) cm	合・否
	室・住戸等へ通ずるものを除く。)	② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
	(1)	③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平)	(段の有無) 有 · 無 (段差) cm	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の 衝突防止のための措置を講ずる	(ガラス) 有 ・ 無 (材種) (講じた措置)	合・否
2		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
廊下等		② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視 覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	(突出物) 有 ・ 無 (講じた措置)	合·否
		③ 必要に応じ手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	
	こう配≦1/20の傾斜、又 は高さ≦16 cmでこう配 ≦1/12の傾斜を除く		(点字ブロック) 有 ・ 無 (階段の有無) 有 ・ 無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を 構成する廊下等	① 幅140 cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車 いす転回スペースを設ける場合は幅120cm以上	(内法幅) cm (転回部) 有 ・ 無	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	(開閉方法) (高低差) 有 ・ 無	合・否合・否

整備項目	条件	整備基準	設 計 内 容	適合状況
2 廊下等	(2) 不特定多数の者が 利用し、又は主に視覚障 がい者が利用する廊下 に案内表示を設ける場 合の、外部出入口から案 内表示までの経路の1 以上(7(3)と一体整備 するもののうち、廊下部 分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声 その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合 を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(誘導設備) 有・無(講じた措置)	合・否
3 階段	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置 (踊場には必要に応じて設置) ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示 ② 滑りにくい仕上げ ③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置) (仕上げ材) (講じた措置)	合・否 合 ・ 否 合 ・ 否
			(回り段) 有 ・ 無 (講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、 けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合·否
	不特定多数の者が利用 し、又は主に視覚障がい 者が利用するもの(自動 車車庫・駐車場を除く)	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者 誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手す りを設けた場合を除く)		合・否
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれ に併設するものに限る。 その踊場を含む	① 傾斜(こう配>1/12 又は高さ>16 cm) がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	cm	合・否
		② 滑りにくい仕上げ③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(仕上げ材) (講じた措置)	合・否合・否
		④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(路幅) cm	合•否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合·否
	こう配≦1/20の傾斜、又 は高さ≦16 cmでこう配 ≦1/12の傾斜を除く	④ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	(手すり) 有 · 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ)	合・否
	(1) 利用円滑化経路を 構成する傾斜路	① 幅 140 cm以上、車いす転回スペースを設けた 廊下に接続するものは 120cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 · 無	合・否
		② こう配 1/12 以下③ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(勾配) / (高さ) cm (踏幅) cm	合・否合・否

整備項目	条件	整備基準	İ				設計 内容	適合状況
5	利用円滑化経路を構成		整	前心要 ^了	頁目	エレ	ベーターの仕様	
エレベ	するエレベーター及び	構造		1 1) (2) (3) (4)	
ーター	その乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、	① かごの床面積1.83 m ² 以上	(1)	(2)	(3)	(4)	(床面積) m²	合・否
	住戸等、車いす使用者	② 車いすの転回に支障ないか					(小山恒) III	
	用便房又は車いす使用	ごの形状	•				(かごの間口) cm	合・否
	者用駐車施設がある階 及び地上階とする)	③ 出入口幅80cm以上	•	•	•	•	(内法幅) cm	合・否
		④ かごの奥行き 135cm 以上	•	•			(かごの奥行) cm	合・否
	(1) 教育施設、共同住	⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	•	•	•	•	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無	合・否
	宅等を除く 2,000 ㎡以 上の建築物に設けるも	⑥ 車いす使用者が利用しやす い制御装置	•	•	•	•	(装置の高さ) сш	合•否
	(2) 2,000 m ² 以上の教 育施設、共同住宅等に	⑦ かご内に停止予定階、現在 位置の表示装置	•	•	•	•	有 · 無	合•否
	設けるもの (3) 教育施設、共同住	⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方 向の表示装置	•	•	•	•	有 · 無	合•否
	宅等を除く 2,000 ㎡未 満の建築物に設けるも	⑨ かごの両側に手すり	•	•	•	•	有 • 無	合・否
	の (4) 2,000 ㎡未満の教 育施設、共同住宅等に	⑩ かご内に鏡を設置(出入口 が複数あり、車いす使用者が円 滑に乗降できるものを除く。)	•	•	•	•	(鏡) 有・無 (講じた措置)	合・否
	設けるもの	① かご内に到着階、出入口閉 鎖を音声表示装置	*	•	*	•	有・無	合・否
	※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に	⑩ 視覚障害者が円滑に操作で きる制御装置	*		*		(点字表示等) 有・無	合・否
	視覚障がい者が利用す	③ 昇降方向の音声表示装置	*	•	*	•	有 · 無	合・否
	る場合に整備(自動車 車庫、駐車場に設ける	④ 乗降ロビーの制御装置に視 覚障害者誘導用ブロック	*		*		有 • 無	合•否
	ものを除く)	⑤ 利用しやすいかごの大きさ			•	•	(内法寸法) cm× cm	合・否
6	(1) 多数の者が利用	① 車いす使用者用便房を1以上	設置			(車)	は用) 有・無	合・否
便所	し、又は主に障がい者、	② 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用し						
	高齢者等が利用する便	ている者がパウチやしびんの洗浴	争がで	きる水	洗装	(1)	小/小対応) 有 · 無	合・否
	所を設ける場合	置を備えた便房を1以上設置						
		③ 車いす使用者用便房がある旨	の表	示			有 • 無	
		④ 段を設けない					有 • 無	合・否
		⑤ 床面は滑りにくい仕上げ				(仕.	上げ材)	合・否
	(2) 車いす使用者用便	① 腰掛便座の両側に手すりを認	置			(手)	上り) 有・無	合・否
	房の構造	② 腰掛便座はできる限り前方・	両側か	ら移乗	しや	(講)	た措置)	
		すい位置に設置						
		③ 車いす使用者の利用に十分な	空間の	の確保		(空間	I) cm× cm	合・否
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの)			(装置	武 式	合・否
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用	呼出	表置			有 ・ 無	合・否
		⑥ 荷物台を設置					有 ・ 無	合・否
		⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置	<u> </u>			(施율	定方法)	合・否
<u>'</u>	5,000 ㎡以上の建築	⑧ 不特定多数の者が利用する場	启 人1	以上を	:オス	(設備	制 有・無	今.不
	物	トメイト対応とする				(京文1)	17 一	合・否

整備項目	条件	整備基準	設 計 内 容	適合状況
6 便所	(3) 多数の者が利用し、 又は主に障がい者、高齢 者等が利用する男子用 小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置式その他これに類する小便器	(手すり) 有 · 無 (床置式等) 有 · 無	合・否
	(4) 不特定多数の者が 利用し、又は主に視覚障 がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有 • 無	
	(5) 2,000 m ² 以上の建築 物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合 1以上に乳児用いす又は乳児用ベッドを設置	有・無	合•否
	※ 出入口の構造(利用	① 出入口幅80㎝以上	(内法幅) cm	合・否
	円滑化経路の出入口)	② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	有 ・ 無	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の 衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否
7		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
敷地内の通路		② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち 込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・否
	段がある部分	③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、け あげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	④ 傾斜 (こう配>1/12 又は高さ>16 cmでかつこう配>1/20) がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置	(手すり) 有 · 無 (こう配) / (高さ) cm	合・否
		・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合·否
		⑤ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との 交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(路幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅 140 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は 主に障がい者、高齢者等が利用するものは 180cm 以 上	(幅員) cm	合・否
		② 戸は1②③④の構造		合・否

用円滑化経路を構成 内の通路の傾斜路 動車車庫・駐車場を除 を設ける場合は、道 対表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に 、高齢者等が利用す	は主に障が、者、高齢者等が利用するものは180cm 以上、段併設の場合90 cm以上 ② こう配1/20以下(消融雪装置設置の場合1/12以下) ③ 高さ50 cm以内ごとに路幅150 cm以上の踊場 ① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障が、者誘導設備 ② 次の部分に視覚障が、者誘導別備 ② 次の部分に視覚障が、者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設・車路に近接する部分・段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≤1/20の傾斜、又は高さ≤16 cmかつこう配≤1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。)	(内法幅) cm (段併設) 有・無 (こう配) (消融雪装置) 有・無 (高さ) cm (路幅) cm 有・無 (講じた措置) (警告ブロック) 有・無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置) (全区画数)	合·否 合·否 合·否
を設ける場合は、道 対表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に 、高齢者等が利用す	② こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合 1/12 以下) ③ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場 ① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備 ② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が 100 を超える	(消融雪装置) 有 ・ 無 (高さ) cm (階幅) cm 有 ・ 無 (講じた措置) (警告ブロック) 有 ・ 無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合·否
を設ける場合は、道 対表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に 、高齢者等が利用す	以下) ③ 高さ50 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場 ① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備 ② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≤1/20の傾斜、又は高さ≤16 cmかつこう配≤1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が100を超える	(消融雪装置) 有 ・ 無 (高さ) cm (階幅) cm 有 ・ 無 (講じた措置) (警告ブロック) 有 ・ 無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合·否
を設ける場合は、道 対表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に 、高齢者等が利用す	 ① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備 ② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 車路に近接する部分 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が 100 を超える 	(路幅) cm 有・無 (講じた措置) (警告ブロック) 有・無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合·否
を設ける場合は、道 対表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に 、高齢者等が利用す	の他の方法の視覚障がい者誘導設備 ② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が 100 を超える	(講じた措置) (警告ブロック) 有 ・ 無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	
会内表示までの経路の 案内表示を設けない 道等から外部出入 経路の1以上 特定多数の者が利用 は主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に が、高齢者等が利用す	告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が100を超える	(傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合·否
経路の1以上 特定多数の者が利用 生主に視覚障がい者が 経路に限る が利用し、又は主に で、高齢者等が利用す	部分(こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。) ① 区画は1以上(駐車区画総数が100を超える	(講じた措置)	合·否
た、高齢者等が利用す			
器を設ける場合、車い		台 (内、車・寸用) 台	合•否
用駐車区画を設置	② 幅350 cm以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合·否
	③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近ん位置) 有・無	合•否
等に設けるものを除	④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
	⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画 がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画ま でを誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合·否
	① 移動手すりの水平部分 120cm以上、これと連続する固定手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定手すりの有無) 有 ・ 無	合•否
	② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
 数の者が利用し、又	③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否
覚障がい者が利用す	④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有 ・ 無 (点字表示) 有 ・ 無	合・否
)者が利用し、又は主	① 段を設けない	有 ・ 無	合・否
者、高齢者等が利用	② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
丽	③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	高さ(洗面器) cm (鏡) cm	合・否
	④ 両側手すりの設置 操作しやすい水栓器具	(手すりの有無) 有・無(器具の仕様)	合•否
	① 幅80cm以上	(幅) cm	合・否
1の構造(利用円滑化	② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
1の構造(利用円滑化 出入口)		有 · 無	合・否
	③ 戸の前後に高低差がない(水平)		
		の構造(利用円滑化① 幅 80cm 以上② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸③ 戸の前後に高低差がない(水平)④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種	の構造(利用円滑化 ① 幅80cm以上 (幅) cm 入口) ② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しや すい戸 (開閉方法) ③ 戸の前後に高低差がない(水平) 有・無

浴室、ジャマ一般なび衣室人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名人名<l>人名人名人名人名人名人名<l< th=""><th>開院、ホテル、老人ホーム 等、老人福祉センター等、 運動施設、公衆浴場に設け 5、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等 が利用するものの1以上 1)宿泊施設(床面積 1)のの㎡未満のものを除 1、であって、客室の総</th><th>① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。 ② 床面は滑りにくい仕上げ ③ 必要に応じ、手すりを設ける ④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を</th><th>(段) 有・無 (仕上げ材) (空間) cm× c (高さ) cm 有・無 (器具の仕様) 有・無 (空間) cm× c</th><th>合・否</th></l<></l>	開院、ホテル、老人ホーム 等、老人福祉センター等、 運動施設、公衆浴場に設け 5、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等 が利用するものの1以上 1)宿泊施設(床面積 1)のの㎡未満のものを除 1、であって、客室の総	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。 ② 床面は滑りにくい仕上げ ③ 必要に応じ、手すりを設ける ④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(段) 有・無 (仕上げ材) (空間) cm× c (高さ) cm 有・無 (器具の仕様) 有・無 (空間) cm× c	合・否
シャワ 運 一室 は 脱衣び更 が 衣室 1 1 2 (1 客室 2,	動施設、公衆浴場に設け 5、多数の者が利用し、又 ま主に障がい者、高齢者等 利用するものの1以上 リ用円滑化経路の出入口 1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	② 床面は滑りにくい仕上げ ③ 必要に応じ、手すりを設ける ④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(空間) cm× c (高さ) cm 有 ・ 無 (器具の仕様)	合・否 合・
一室、 る 脱衣室 は が 衣室 12 (1 客室 2,	5、多数の者が利用し、又 t主に障がい者、高齢者等 利用するものの1以上 リ用円滑化経路の出入口 1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	③ 必要に応じ、手すりを設ける ④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(空間) cm× c (高さ) cm 有 ・ 無 (器具の仕様)	m 合·否 合·否 合·否 合·否
脱衣室 は 及び更 衣室 1 1 2 (1 客室 2,	ま主に障がい者、高齢者等 利用するものの1以上 リ用円滑化経路の出入口 1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(高さ) cl 有 ・ 無 (器具の仕様) 有 ・ 無	合・在
及び更 衣室 1 2 名室 2,	利用するものの1以上 川用円滑化経路の出入口 1) 宿泊施設(床面積,000 ㎡未満のものを除	確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(高さ) cl 有 ・ 無 (器具の仕様) 有 ・ 無	合・在
衣室 利 12 (1 客室 2,	リ用円滑化経路の出入口 1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる 水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用 しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	有 ・ 無 (器具の仕様) 有 ・ 無	合・否合・否合・否
1 2 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	 ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける ⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を 	有 ・ 無 (器具の仕様) 有 ・ 無	合・否合・否合・否
12 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ・出入口幅80cm以上、1234の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(器具の仕様)	合・否
12 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	水栓器具 ⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1②③④の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	有 • 無	合•否
12 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	しやすい脱衣ベンチ ・出入口幅80cm以上、1234の構造 ① 車いす使用者が利用できる十分な空間を		
12 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	・出入口幅80cm以上、1②③④の構造① 車いす使用者が利用できる十分な空間を		
12 (1 客室 2,	1) 宿泊施設(床面積 ,000 ㎡未満のものを除	① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(空間) am Y -	一合・否
客室 2,	, <mark>000 ㎡</mark> 未満のものを除		(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	_
		確保	(ZIII) CIIIA C	合・否
		② ベッド、手すりを適切に設置	有 · 無	合・否
	女が 50 室以上のものに	③ 室内の出入口幅80cm以上	(幅) ci	n 合·否
	というな とける客室のうち、当該	④ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に	(戸の構造)	合・否
	K室の総数に 100 分の 1	開閉できる構造、戸の前後に高低差がない ⑤ 車いす使用者が利用しやすいスイッチ	(高低差) 有 · 無 (高さ) c	^ ~
	全乗じて得た客室数以上	⑥ 便所は6(1)③④、(2)①~⑦の構造	有 ・ 無	合・否
		⑦ 洗面所は10の構造	有・無	合・否
		⑧ 浴室は11②~⑧、段を設けない、非常 用呼出装置を設ける	(段) 有 · 無	合•否
		9 ファクス、点字付き電話等、視覚障がい	(呼出装置) 有・無(講じた措置)	合・否
		者・聴覚障がい者に配慮		
		⑩ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有・無	合・否
	廊下へ通ずる出入口	・出入口幅80cm以上、1②3④の構造		合・否
(2	2) (1)の客室の設置場所	・非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合・否
I		① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総	(全観覧席数)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		数が 200 を超える場合は 1/100 以上)を車いす	(車いす使用者席数) 席	合・否
	•	使用者用席とする	(T.) (C. 14 L/11/200	
' ' '	-	② ①の床は水平	(1-11)	合・否
18	や客席を設ける場合	③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	一台・台
(2	2) 観覧席の出入口(利用	① 幅 140cm 以上	(幅) cm	^ ~
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	1)の席までの通路	③ 階段・段を設けない	(段) 有 · 無	
			(权) 有 一点	合・否
		④ 傾斜路は、次の構造		
		・始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合•否
		・こう配 1/12 以下	(立ち上かり) cm (勾配)	合・否
		・高さ75 cm以内ごとに路幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm (路幅) cm	
(3	3) (1)の施設に設ける不	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	 (補聴装置) 有 ・ 無	
特	特定多数の者が利用する 現覧席	IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	(表示) 有 • 無	

整備項目	条件	整備基準	設計 内容	適合状況
1 4	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
公衆電		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
話の設		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
置場所		④ 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空	(高さ) cm	合・否
正/////		間	(空間) 有・無	
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15	カウンター・記載台	① 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空	(高さ) cm	
カウン	を設ける場合、1以上	間	(空間) 有・無	合・否
ター等				
16	(1) 案内表示を設ける	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
案内表	場合	② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無)有・無	合・否
示		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案	・音声、文字等により呼出しを行うもの	(111 01011112)	
	内設備の場合	一 自产、文子寺により町山しを刊 プもの	(講じた措置)	合・否
1 7	設ける場合、1以上	① 幅 90cm以上	 (内のり幅) cm	合・否
改札口		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
及びレ		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
ジ 通			(11.1.1/1/1/)	合・否
路)		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	合・否
18	(1) 設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
券売機		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及びカ部	(高さ) cm	
等(券		に空間	(空間) 有・無	合・否
売機、		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用し	/AL DW	
自動販		やすい構造	(仕様)	合・否
売機、	(2) 視覚障がい者が利	④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置	(視覚障がい者対応機) 有・無	
現金預 入・支	用しやすい券売機等を	する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(誘導用ブロック) 有・無	合・否
八・又 払機)	設置する場合			
1 9		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設	(場所) 有・無	
	がおむつ替えの場所	け、ベビーベッドを設置	(ベビーベッド) 有・無	
1276/20	ADG DECVMD	② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有 ・ 無	
	+=1.(2.00021)1.1.)			
20	ホテル(3,000 ㎡以上)、 老人ホーム等、老人福	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動	(点滅装置、誘導音付誘導灯)	合・否
緊急避	社センター等に設ける	した誘導灯	有 • 無	
難設備	もの	② 一斉放送できる設備	有 • 無	合・否
2 1	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
水飲み		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部		
場		に空間	(空間) cm× cm	合・否
'///		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 2		① 原則.JIS に定める形状	(形状)	н н
視覚障		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の	(色)	
l		大きい色	(周囲の色)	合・否
がい者		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性が	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
誘導用		● 十万な触及、∞41(も有りにくく、III)<注か ある	(材種)	合・否
クログ		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確		
		保して敷設		合・否
	_	NU C MARA		

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト ※床面積合計 500 ㎡未満

記入方法

- ○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字 または措置の内容等を記入してください。
- ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記	入	例					
		設	計	内	容		適合状況
	(突	出物)	旬	•	無	(A) ·否
	(安	全な	惜置)	1	•	無	

用居 道等 房、I 施設 ぞれ 1 (1) 出入口 にあ 室・f	利用円滑化経路(利 居室又は住戸等から 係、車いす使用者用便 車いす使用者用駐車 設に至る経路のそれ 11以上) 利用円滑化経路上 ある出入口(直接客 住戸等へ通ずるもの 試会。)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等(不特定 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用するものを除く)が地上階又は直上階若しくは 直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路 (以下同じ) ① ・外部出入口幅80cm以上 ・内部出入口幅80cm以上	(段の有無) 有 ・ 無 (講じた措置) (内法幅) cm (内法幅) cm (内法幅) cm	合・否合・否
出入口にあっている。	ある出入口(直接客 住戸等へ通ずるもの	・内部出入口幅80cm以上 ② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやす	(内法幅) cm	合・否
			(問門士法)	
		· /	()州(村)/(石)	合・否
		③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平)	(段の有無) 有 ・ 無 (段差) cm	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(ガラス) 有 · 無 (材種) (講じた措置)	合・否
2		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
廊下等		② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視 覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	(突出物) 有・無 (講じた措置)	合・否
		③ 必要に応じ手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者 が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	
は高	i配≦1/20の傾斜、又 哥さ≦16 cmでこう配 /12の傾斜を除く	④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック(自動車車庫、駐車場を除く)	(点字ブロック) 有 · 無 (階段の有無) 有 · 無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
	利用円滑化経路を対する廊下等	① 幅 90 cm以上、末端付近及び 50m 以内ごとに車 いす転回スペースを設ける場合は幅 90cm 以上	(内法幅) cm (転回部) 有 ・ 無	合·否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有・無	合・否

整備項目	条件	整備基準	設 計 内 容	適合状況
2 廊下等	(2) 不特定多数の者が 利用し、又は主に視覚障 がい者が利用する廊下 に案内表示を設ける場 合の、外部出入口から案 内表示までの経路の1 以上 (7(3)と一体整備 するもののうち、廊下部 分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(誘導設備) 有・無(講じた措置)	合・否
3 階段	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置 (踊場には必要に応じて設置) ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ ③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構 造	(仕上げ材) (講じた措置)	合 · 否 合 · 否
		④ 主たる階段は回り段としない ⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(回り段) 有 ・ 無 (講じた措置) (立ち上がり)	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、け あげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	不特定多数の者が利用 し、又は主に視覚障がい 者が利用するもの(自動 車車庫・駐車場を除く)	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	有・無(講じた措置)	合・否
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれ に併設するものに限る。 その踊場を含む	① 傾斜(こう配>1/12 又は高さ>16 cm) がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ ③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別し やすい色	(仕上げ材) (講じた措置)	合・否合・否
		④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との 交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(路幅)	合·否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
	こう配≦1/20 の傾斜、又 は高さ≦16 cmでこう配 ≦1/12 の傾斜を除く	④ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を 構成する傾斜路	① 幅 90 cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは 90cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	合・否
		② こう配 1/12 以下③ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(勾配) / (高さ) cm (路幅) cm	合 · 否 合 · 否

整備項目	条件	整備基準		設 計 内 容	適合状況
5 エレベ	利用円滑化経路を構成 するエレベーター及び	構造	整備必要項目	エレベーターの仕様 (1) (2) (3) (4)	
ーター	その乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、	① かごの床面積1.83 ㎡以上	(1) (2) (3)	(4)	^ ~
	住戸等、車いす使用者	② 車いすの転回に支障ないか		(床面積) m²	合•否
	用便房又は車いす使用 者用駐車施設がある階	ごの形状	•	(かごの間口) cm	合・否
	及び地上階とする)	③ 出入口幅 80cm 以上	• • •	● (内法幅) cm	合・否
		④ かごの奥行き 135cm 以上	• •	(かごの奥行) cm	合・否
	(1) 教育施設、共同住 宅等を除く 2,000 ㎡以	⑤ 乗降ロビー150cm×150cm 以上 (高低差なし)	• • •	● (内法寸法) cm× cm (高低差) 有 · 無	合・否
	上の建築物に設けるもの	⑥ 車いす使用者が利用しやす い制御装置	• • •	● (装置の高さ) cm	合・否
	(2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に	⑦ かご内に停止予定階、現在 位置の表示装置	• • •	● 有 ・ 無	合・否
	設けるもの (3) 教育施設、共同住	⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方 向の表示装置	• • •	● 有・無	合·否
	宅等を除く 2,000 ㎡未 満の建築物に設けるも	⑨ かごの両側に手すり	• • •	● 有 · 無	合・否
	の (4) 2,000 ㎡未満の教 育施設、共同住宅等に	⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	• • •	(鏡) 有・無(講じた措置)	合・否
	設けるもの	① かご内に到着階、出入口閉 鎖を音声表示装置	* • *	● 有 · 無	合・否
	※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に	② 視覚障害者が円滑に操作で きる制御装置	* *	(点字表示等) 有・無	合・否
	視覚障がい者が利用す	(3) 昇降方向の音声表示装置	* • *	● 有・無	合・否
	る場合に整備(自動車車庫、駐車場に設ける	④ 乗降ロビーの制御装置に視 覚障害者誘導用ブロック	* *	有 · 無	合・否
	ものを除く)	⑤ 利用しやすいかごの大きさ	•	● (内法寸法) cm× cm	合・否
6	(1) 多数の者が利用	① 車いす使用者用便房を1以上	設置	(車) 寸用) 有・無	合・否
便所	し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便	② 人工肛門又は人工ぼうこう。 がパウチやしびんの洗浄ができる た便房を1以上設置		(オストメイト対応) 有・無	合・否
	所を設ける場合	③ 車いす使用者用便房がある旨	の表示	有 ・ 無	合・否
		④ 段を設けない		有 · 無	合・否
		5 床面は滑りにくい仕上げ		(仕上げ材)	合・否
	(2) 車いす使用者用便	① 腰掛便座の両側に手すりを認	2置	(手すり) 有・無	合・否
	房の構造	② 腰掛便座はできる限り前方・	両側から移乗しや	(講じた措置)	
		すい位置に設置 ③ 車いす使用者が円滑に利用で	できる空間の確保	(空間) cm× cm	合・否
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの		(装置) 式	合・否
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用		有・無	合・否
		⑥ 施錠・開錠が容易な施錠装置		(施錠方法)	I
		S ASSESSED FOR THE STATE OF THE	_		合・否
	L	<u> </u>			

整備項目	条件	整備基準	設 計 内 容	適合状況
6 便所	(3) 多数の者が利用し、 又は主に障がい者、高齢 者等が利用する男子用 小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置式その他これに類 する小便器	(手すり) 有 · 無 (床置式等) 有 · 無	合・否
	(4) 不特定多数の者が 利用し、又は主に視覚障 がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有 • 無	
	(5) 2,000 m ² 以上の建築 物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合 1以上に乳児用いす又は乳児用ベッドを設置	有・無	合・否
	※ 出入口の構造(利用	① 出入口幅80㎝以上	(内法幅) cm	合•否
	円滑化経路の出入口)	② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	有 · 無	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の 衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合·否
7		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
敷地内の通路		② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち 込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合•否
V/JEE	段がある部分	③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合•否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	④ 傾斜 (こう配>1/12 又は高さ>16 cmでかつこう配>1/20) がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置	(手すり) 有 ・ 無 (こう配) / (高さ) cm	合·否
		・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との 交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合•否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を 構成する敷地内の通路	① 幅 90 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは 180cm 以上	(幅員) cm	合・否
		② 戸は1②③④の構造		合・否

整備項目	条件	整備基準	設計 内容	適合状況
7	(2) 利用円滑化経路を構成	① 幅 90 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は	(内法幅) cm	
敷地内	する敷地内の通路の傾斜路	主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上、段併設の場合90 cm以上	(段併設) 有・無	合•否
の通路		② こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合 1/12 以下)	(こう配) / (消融雪装置) 有 ・ 無	合·否
		③ 高さ50 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm (路幅) cm	合•否
	(3) (自動車車庫・駐車場を除 く)	① 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又は音声 その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有 ・ 無 (講じた措置)	合·否
	案内表示を設ける場合は、道 等から案内表示までの経路の 1以上、案内表示を設けない 場合は、 道等から外部出入 口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用 し、又は主に視覚障がい者が 利用する経路に限る	② 次の部分に視覚障が、者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分 (こう配≦1/20の傾斜、又は高さ≦16 cmかつこう配≦1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続し手すりを設置する踊場の場合を除く。)	(警告ブロック) 有 ・ 無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否
8	多数の者が利用し、又は主に 障がい者、高齢者等が利用す	① 区画は1以上 (駐車区画総数が100を超える 場合は、1/100以上) 設置	(全区画数) 台	合·否
駐車場	る駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車区画を設置	② 幅350 cm以上、奥行き 600cm 以上	(内、車、寸用) 台 (幅) cm (奥行き) cm	合・否
		③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近\位置) 有·無	合・否
	共同住宅等に設けるものを除く	④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合•否
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画 がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画ま でを誘導	(表示) 有 · 無 (誘導) 有 · 無	合·否
9 エスカ		① 移動手すりの水平部分 120cm 以上、これと連続する固定手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定手すりの有無) 有 ・ 無	
レータ		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
_	 不特定多数の者が利用し、又	③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく ④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷	(講じた措置) (ブロック) 有 ・ 無	合・否
	は主に視覚障がい者が利用するもの	設、固定手すりに誘導等の点字表示	(点字表示) 有・無	合・否
1 0	多数の者が利用し、又は主	① 段を設けない	有 · 無	合・否
洗面所	に障がい者、高齢者等が利用	② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
(客室に設け	する洗面所	③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	高さ(洗面器) cm (鏡) cm	合・否
るもの		④ 両側手すりの設置 操作しやすい水栓器具	(手すりの有無) 有・無(器具の仕様)	合・否
を除	出入口の構造(利用円滑化	① 幅80cm以上	(幅) cm	合・否
⟨∘)	経路の出入口)	② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しや すい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	有 · 無	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否
		<u> </u>		

浴室、 シャワ 一室、 脱衣室	病院、ホテル、老人ホーム 等、老人福祉センター等、 運動施設、公衆浴場に設け る、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等 が利用するものの1以上	 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。 床面は滑りにくい仕上げ 必要に応じ、手すりを設ける 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの 浴室・シャワー室にいすを設ける 障がい者、高齢者等が容易に操作できる 	(段) 有・無 (仕上げ材) (空間) cm× cm (高さ) cm	合·否 合·否 合·否
シャワ 一室、 脱衣室 及び更	運動施設、公衆浴場に設ける、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等	 ② 床面は滑りにくい仕上げ ③ 必要に応じ、手すりを設ける ④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける 	(空間) cm× cm	合・否合・否
一室、 脱衣室 及び更 た	る、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等	③ 必要に応じ、手すりを設ける④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける	(空間) cm× cm	合•否
脱衣室は及び更な	は主に障がい者、高齢者等	④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける		
及び更な		確保 ⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける 		
	が利用するものの1以上 「	配慮したもの ⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける	(高さ) cm	会. 不
衣室		⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける	(H)C)	
			有 ・ 無	合・否
		水栓器具	(器具の仕様)	合・否
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用	有 · 無	A . 不
		しやすい脱衣ベンチ	有・無 	合・否
禾	利用円滑化経路の出入口	・出入口幅 80cm 以上、1 ②③④の構造		合・否
12 ((1) 宿泊施設(床面積	① 車いす使用者が利用できる十分な空間を	(空間) cm× cm	合・否
客室 2	<mark>2,000</mark> ㎡未満のものを除	確保 ② ベッド、手すりを適切に設置	≠ 4m.	
<	く)であって、客室の総	③ 室内の出入口幅 80cm 以上	有 · 無 (幅) cm	合・否合・否
	数が 50 室以上のものに	④ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に	(戸の構造)	
	設ける客室のうち、当該	開閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(高低差) 有・無	合・否
	客室の総数に 100 分の1	⑤ 車いす使用者が利用しやすいスイッチ	(高さ) cm	合・否
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	を乗じて得た客室数以上	⑥ 便所は6(1)③④、(2)①~⑦の構造	有 ・ 無	合・否
		⑦ 洗面所は10の構造	有 • 無	合・否
		⑧ 浴室は11②~⑧、段を設けない、非常 用呼出装置を設ける	(段) 有・無 (呼出装置) 有・無	合•否
		⑦ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい		^ ~
		者・聴覚障がい者に配慮	(講じた措置)	合・否
		⑩ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合・否
	廊下へ通ずる出入口	・出入口幅 80cm 以上、1 ②3④の構造		合・否
((2) (1)の客室の設置場所	・非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合・否
13 ((1) 劇場等、集会場等、運	① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総	(全観覧席数) 席	
観覧席	動施設に多数の者が利用	数が 200 を超える場合は 1/100 以上)を車いす	(全観覧席数) 席 (車いす使用者席数) 席	合・否
等し	し、又は主に障がい者、高	使用者用席とする	(早/ 19 使用有用数) 用	
出	齢者等が利用する観覧席	② ①の床は水平		合・否
8	や客席を設ける場合	③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm	合•否
	(a) PHEAD - 11 - 1/4/11		(奥行き) cm	
		① 幅 140cm 以上	(幅) cm	合•否
	円滑化経路上のもの)から (1)の席までの通路	② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
((1)の所までの理路	③ 階段・段を設けない	(段) 有・無	合・否
		④ 傾斜路は、次の構造		
		・始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否
		・こう配 1/12 以下	(勾配) /	合・否
		・高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (路幅) cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 · 無	
	特定多数の者が利用する 閲覧席		(表示) 有 · 無	合・否

整備項目	条件	整備基準	設計内容	適合状況
1 4	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
公衆電		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
話の設		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
置場所		④ 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空	(高さ) cm	合・否
		間	(空間) 有・無	
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
1 5	カウンター・記載台	① 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空	(高さ) cm	
カウン	を設ける場合、1以上	間	(空間) 有・無	合・否
ター等				
16	(1) 案内表示を設ける	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
案内表	場合	② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無)有・無	合・否
示		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(の) 町が川口 た行る安	・音声、文字等により呼出しを行うもの	(時で)ご日巨/	
	(2) 呼び出しを行う案 内設備の場合	・ 自严、文子寺により呼出しを117607	(講じた措置)	合・否
1 7		① 幅 90cm以上	(内のり幅) cm	ム . ボ
1 <i>1</i> 改札口	設ける場合、1以上			合・否
及びレ		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
ジ通		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
路)		④ 必要に応じ、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	合・否
18	(1) 設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
券売機		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及びカ部	(高さ) cm	п п
等(券		に空間	(空間) 有・無	合・否
売機、		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用し	(114) 11)///	
自動販		やすい構造	(仕様)	合・否
売機、	(2) 視覚障がい者が利	④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設	(視覚障がい者対応機)有・無	
現金預	用しやすい券売機等を	置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(誘導用ブロック) 有・無	合・否
入・支 払機)	設置する場合			
1 9		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設	(場所) 有・無	
	がおむつ替えの場所	け、ベビーベッドを設置	(ベビーベッド) 有・無	
又有以及〇	743CI 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7	② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有 · 無	
0.0	ホテル(3,000 ㎡以上)、			
20	ホテル(3,000 m以上)、 老人ホーム等、老人福	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動	(点滅装置、誘導音付誘導灯)	合・否
緊急避	社センター等に設ける	した誘導灯	有 · 無	
難設備	もの	② 一斉放送できる設備	有 ・ 無	合・否
2 1	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
水飲み		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部		
場		に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合•否
2 2		① 原則 JIS に定める形状	(形状)	н Ц
視覚障		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の	(色)	
がい者		大きい色	(周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性が	(Nethtins C.)	
誘導用ブロッ		ある	(材種)	合・否
ノロツ		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確		
		保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条件	整備基	Ŷ	隼			設計 内容	適合状況
23 利用円 滑化経 路	利用円滑化経路(利 用居室又は住戸等から道等、車いす使用 者用便房、車いす使 用者用駐車施設に至 る経路のそれぞれ1 以上)	建築物内にある、全ての居室又は住戸までの経路 を、利用円滑化経路に整備				合・否		
24 便所	2,000 m ³ 以上の建築 物に設ける車いす使 用者用便房	不特定多数の者が利用する場合。 対応とする。	.1以1	こをオ.	ストメ	イト		合・否
25 駐車場		8の駐車場を1以上設ける。						合・否
26	利用円滑化経路を構成するエレベーター 及びその乗降ロビー	構造	(1)	整備必 (2)	要項目 (3)	(4)	エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)	
ーター	のそれぞれ1以上	① かごの床面積1.83 ㎡以上	•	•			(床面積) m²	合•否
	(かごの停止階は利 用居室、車いす使用	② 車いすの転回に支障ないかごの形状	•	•			(かごの間口) cm	合・否
	者用便房又は車いす	③ 出入口幅80cm以上	•	•	•	•	(内法幅) cm	合・否
	使用者用駐車施設が	④ かごの奥行き 135cm 以上	•	•			(かごの奥行) cm	合・否
	ある階及び地上階と する)	⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	•	•	•	•	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無	合・否
	(1) 教育施設、共同 住宅等を除く 2,000	⑥ 車いす使用者が利用しやすい制御装置	•	•	•	•	(装置の高さ) cm	合·否
	㎡以上の建築物に設けるもの	⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	•	•	•	•	有 • 無	合・否
	(2) 2,000 m ² 以上の 教育施設、共同住宅	⑧ 乗降ロビーにかごの昇降 方向の表示装置	•	•	•	•	有・無	合・否
	等に設けるもの	⑨ かごの両側に手すり	•	•	•	•	有 ・ 無	合・否
	(3)教育施設、共同 住宅等を除く 2,000 ㎡未満の建築物に設	⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車い寸使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	•	•	•	•	有 • 無	合・否
	けるもの (4) 2,000 m ² 未満の	① かご内に到着階、出入口閉 鎖を音声表示装置	*	•	*	•	有・無	合・否
	教育施設、共同住宅 等に設けるもの	② 視覚障害者が円滑に操作 できる制御装置	*		*		(点字表示等) 有 ・ 無	合・否
		③ 昇降方向の音声表示装置	*	•	*	•	有 • 無	合・否
	※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は	(4) 乗降ロビーの制御装置に 視覚障害者誘導用ブロック	*		*		有 • 無	合・否
	主に視覚障がい者が 利用する場合に整備 (自動車車庫の用途 は適用しない)	⑮ 利用しやすいかごの大き さ			•	•	(内法寸法) cm× cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合· 否	

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

記入

- ○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字ま たは措置の内容等を記入してください。
- ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

	設	計	内	容		適合状況
(全駐	車台数	女)	50	台	() . 否	
(内、国	起いす	使用者	f 用施 詞	没数)	1台	

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施 設の設置	① 100 台以下は1台以上、100台超は1/100以上 設置	(全駐車台数) 台 (車いす使用者用) 台	合・否
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・召
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・召
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・召
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・る
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない(傾斜路併設時を除く)	(段の有無) 有 ・ 無 (傾斜路) 有 ・ 無	合・召
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・召
	② 幅180cm以上	(幅員) cm	合・召
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・召
段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有 · 無 (講じた措置)	合•召
	⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・召
	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、け あげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合• 召
傾斜路	⑨ 傾斜(こう配>1/12 又は高さ>16 cmでかつこう配>1/20) がある部分の両側に手すりを設置、	(こう配) /	Δ. 7
	その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(高さ) cm (講じた措置)	合・召

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
	① こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)	(こう配) /	合・否
	② 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の 踊場	(高さ) cm (路幅) cm	合・否
	③ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
	④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
	⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)(立ち上がり)cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整 仿	前	項	目	整備基準に適合しない理由	設計 内容	代替措置等

正

工事完了届出書

年 月 日

札幌市長

住 所 届出者 氏 名 法人の場合は、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公	共的施	設の名	ろ 称												
公县	 此的施言	设の所7	在地	札帳	君市	区									
新	設 等	の種	別	•	新築	・増築	· 改	築 • :	大規	莫の修繕	(模様替)	・用途変	変更		
主	たる	5 用	途												
工	事完了	了年月	月			年	月	目							
協	議を	F 月	日			年	月	日		受付番	号	第	-1-7	号	
		住	所												
監	理 者	氏	名							**		(担当者)
		住	所												
施	工者	氏	名									(担当者)
*	部县	課	長	係	長	係		検	査	結	果	受	付	印	
処理欄								□ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	新築等曽築等で板・	交付					

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

2 本様式による届出は、適合証又は特定適合施設表示板の交付請求を兼ねるものとする。

工事完了届出書

年 月 日

札 幌 市 長

住 所 届出者 氏 名 二法人の場合は、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公‡	共的施	設の名	称										
公共	共的施 討	设の所存	E地	札幌市	区								
新	設 等	の種	別	・新築	• 増築	• 改	.築・	大規模の修繕	善(模様替	÷) •	用途変更	Ē.	
主	たる	5 用	途										
工事	事完了	了年月	日		年	月	日						
協	議年	下 月	日		年	月	日	受付看	番号	第		号	
		住	所										
監	理 者	氏	名							(扌	旦当者)
		住	所										
施	工者	氏	名							(扌	旦当者)
※検査の結果	(検査	年月日)		年	月	Ħ				受	付 印	l

札幌市福祉のまちづくり条例

整備基準適合証

 交付番号
 第

 交付年月日
 年
 月

 日
 日

様

札幌市長

次の公共的施設は、札幌市福祉のまちづくり条例第15条に定める整備基準に適合していることを証します。

公共的施設の名称						
公共的施設の所在地	札幌市	区				
新設等の種別						
主たる用途						
適合証交付請求 年 月 日	年	月	日	適合証交付請求 通 知 番 号	第	号

正

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

氏 名

□法人の場合は、主たる事務所の所 -在地並びに名称及び代表者の氏名 -

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公	共的施	設	の名	称																		
公县	共的施 記	殳 0)所有	E地	札幌	市		区														
新	設 等	O.	種	別	•	新築	Ę •	増築	•	改築	•	大規	模の	修緯	(模	様替) •	用途	変更	•	既存	等
主	たる	5	用	途							構			造								造
階				数	地上		谐•	地下	'	階	建	築	面	積					m	² (F	<u>=</u>)
	用			途	階数	公	共自	的施訂	艾岩	部分	そ	の他	の音	『分	既	存	部	分	合			計
内										m²				m²				m²				m²
										m²				m²				m²				m²
										m²				m²				m²				m²
訳										m²				m²				m²				m²
	延べ	月	三面	積						m²				m²				m²				m²
工	事予员	È 1	年月	日	着手			年	:	月		日		完	7			年	月		日	
		信	È	所																		
施設	设管理者	E	į	名										_				/Less	حا— دا			,
							ı						7	-				(担)	当者)
*	部上	Ē	課	長	係	長		係			検	垄	Ē	結	-	果			受	付	印	
処											年	月		日								
											'	/ 1		_								
理											`ক	: ∧ =-	- +. -	५ ᠘.								
性												i合証										
ТВВ											不	適合	・ の†	こめろ	を付	しな	/ /	交斥	十第			号
欄																		/ /	• >IV			•

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分(公共的施設の部分)とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 - 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式5の1 (建築物用)

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

氏 名 [法人の場合は、主たる事務所の所] 在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公司	共的加	包設	の名	称																
公卦	 比的施	設の)所存	主地	札幌市	ī	区													
新	設 等	£ 0)	種	別	• 亲	斤築	・増築	・改築	・大	規模	莫の	修繕	(棹	様棒	季)	• 用	途変	更•	既存	字等
主	た	る	用	途					構			造								造
階				数	地上	階	・地下	階	建	築	面	積					m²	(戸	⋾)
	用			途	階数	公共	ķ的施設	部分	その	他	の剖	7分	既	存	部	分	合			計
内								m^2				m^2				m^2				m²
								m²				m²				m²				m²
								m²				m²				m²				m²
訳								m²				m²				m²				m²
	延~	ド 床	三 面	積				m²				m²				m²				m²
エ	事 予	定位	年 月	目	着手		年	月		日		完了				年	月		日	
		白	Ë	所																
施設	设管理者	日	.13	名							~				((担当	者)
*	(検	<u> </u> 杏年	月日)							_				T			付	印	/
		ш. I	/ , [,	年		月 日										~	1 3	1 14	
検					'		, ,													
査																				
の																				
結																				
果																交付	第			号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式5の2 (路外駐車場用)

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

氏 名 [法人の場合は、主たる事務所の所] 在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公	共的	施設	どの名	称												
公封	共的	施設 (の所名	E地	札幌	市	区									
公	共的	施設	せの種	類												
工	事	\mathcal{O}	種	別	•	新設	• 増設等	争	・既存等							
規		模		等	駐	車の	用に供す	るロ	面積			r	n²			
					そ	の他										
エ	事 予	定	年月	日	着手			年	月	日	完了		年	月	F	1
		1	主	所												
施設	2管理	者」	£	名						~			(担当者)
*	部	長	課	長	係	長	係		協	議	結	果	受	付	印	
処									年	月	日					
理										合証を3 適合のた		けしない				
欄													通知第			号

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

氏 名

□法人の場合は、主たる事務所の所 ー 在地並びに名称及び代表者の氏名 ー

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共		設の名	3 称										
公共	的施設	ひの所れ ひかり かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	生地	札幌市	1	区							
公卦		設の種	重類										
エ	事の	1 種	別	• 亲	f設	・増設・閉	E存等						
規	植	莫	等	駐耳	車の月	用に供する	面積			m^2			
				その)他								
工具	事 予 5	官年月	月	着手		年	月	日	完了		年	月	日
		住	所										
施設	管理者	氏	名										
		10	711					*		(‡	担当者)
*	(検査	奎年月 1	∃)								受	付	印
検		年	月	日									
査													
の													
結													
果													



備考

- 1 マークと英文字は「BFピンク」、文字は「BFグレー」とする。
- 2 特色指定での印刷の場合の指定色は「BF ピンク」が DIC289、「BF グレー」が DIC544 を使用する。
- 3 4色カラ一印刷(プロセス印刷)の場合は、「BF ピンク」が Y40%+M70%、「BF グレー」が K70%+C10%を使用する。

正

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

氏 名

□ 法人の場合は、主たる事務所の所 □ 在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公:	共的	施訓	끛	の名	称																		
公	共的	施設	Ľ O.	所有	生地	札幌	市		区														
新	設	等	の	種	別	•	新	築	増業	包	・改築	•	大規	模の	修繕	模	様替	•) •	用途	変更	•	既存	等
主	た	る		用	途							構			造								造
階					数	地上	<u>.</u>	階	• 地	下	階	建	築	面	積					m	2 (J	ヺ)
	用				途	階数	: /	公共	的施	記	部分	そ	の他	の音	『分	既	存	部	分	合			計
内											m^2				m²				m²				m²
											m^2				m²				m²				m²
											m^2				m²				m²				m²
訳											m^2				m²				m²				m²
	延	ベ	床	面	積						m^2				m^2				m^2				m^2
工	事う	产定	左	戶月	日	着手	-			年	J]	日		完	7			年	J	1	日	
			住		所																		
施設	设管理	者	氏		名									7					(担)	当者)
*	部	長		課	長	係	長	•	係			検	垄	ī	結		果			受	付	印	
処												年	₫.	月	日								
理														えをす									
欄												不	適合	うのだ	こめる	で付	しな	<i>۱</i> ۷	通知	印第			号

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分(公共的施設の部分)とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 - 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住 所

請求者

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公共的施設の名称																		
公共的施設の所在地				札幌市 区														
新 設 等 の 種 別				・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更・既存等											既存等			
主	たる	5 用	途					構			造							造
階			数	地上	階	· 地门	下階	建	築	面	積					m²	(戸)
内	用		途	階数	公共	的施記	設部分	そ	の他	の剖	7分	既	存	部	分	合		計
							m²				m^2				m^2			m^2
							m²				m²				m^2			m²
							m²				m^2				m^2			m²
訳							m²				m²				m²			m²
	延べ床面積						m²				m²				m²			m²
工事予定年月日			着手		:	年	月	日		完.				年	月		日	
		住	所															
施設管理者		氏	名							~				(担当	者)
*	(検査	5年月日)													受	付	印
検					年	月	目											
査																		
の																		
結																		
果															通	知第		号

(表)

第 号

身分証明書

写 真

所 職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、札幌市福祉のまちづくり条例第25条の規定により立ち入り調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

札幌市長

印

(裏)

札幌市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

- 第25条 市長は第17条から第20条まで、第22条第2項、第23条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、